
京都市事業所帰宅困難者対策指針

～ おもてなしの心で観光客にもやさしく ～



《目 次》

はじめに	1
京都市事業所帰宅困難者対策指針の概要	2
1 帰宅困難者対策の基本方針.....	4
2 事前対策	5
(1) 従業員の安否確認.....	5
(2) 一斉帰宅の抑制（事業所内での待機）	7
(3) 平常時における事業所内の安全対策	10
(4) 物資等の備蓄	11
(5) 情報収集体制及び情報連絡体制	13
(6) 帰宅ルールの策定	15
(7) 帰宅者への支援対策.....	17
(8) 関係事業所との役割分担.....	18
3 発災時の対応.....	19
(1) 初動対応	19
(2) 一斉帰宅の抑制及び安全な場所への誘導.....	20
(3) 帰宅可能の判断.....	21
(4) 負傷者への対応.....	23
(5) 帰宅者への支援.....	24
(6) 運営面の工夫	25
(7) 長期化対策	26
4 事業所周辺における観光客等の帰宅困難者への対応	27
(1) 基本的な考え方.....	27
(2) 事業所内での受入れの協力	27
(3) 従業員と観光客等の区分.....	28
(4) 備蓄物資の提供等	28

5 事業所の業態別における留意事項.....	29
(1) ホテル等宿泊施設	29
(2) 大型集客施設	31
(3) 工場, 一般事業所等.....	33
(4) 大学, 学校施設.....	35
6 今後の帰宅困難者対策への取組	38

《資 料》

1 京都市内における帰宅困難者数の推計データ	41
2 帰宅困難者事前対策チェックリスト	44
3 施設の安全点検のためのチェックリスト (例)	47
4 事業所帰宅困難者対応計画 (例)	49
5 京都市の取組.....	61
6 本指針に対するQ&A	75

はじめに

大規模災害の発生時には、道路や鉄道等の被害、交通規制等により、公共交通機関の停止や自動車の通行止めなどの影響で、通勤・通学先や観光地から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が、京都市内で37万人にも上ることが想定されています。

京都市の場合、帰宅困難者には、観光客も多く含まれることから、関係団体や民間企業と連携した帰宅困難者対策の構築が課題となります。

各事業所におかれましては、従業員が帰宅困難になった場合の対策をあらかじめ準備していただくとともに、観光客等で帰宅困難になった人たちも、可能な範囲で受け入れていただき、京都市全体としておもてなしの心で、発災時にも観光客に優しく安心していただける都市にしていきたいと考えます。



平成23年3月11日
JR新宿駅前の状況

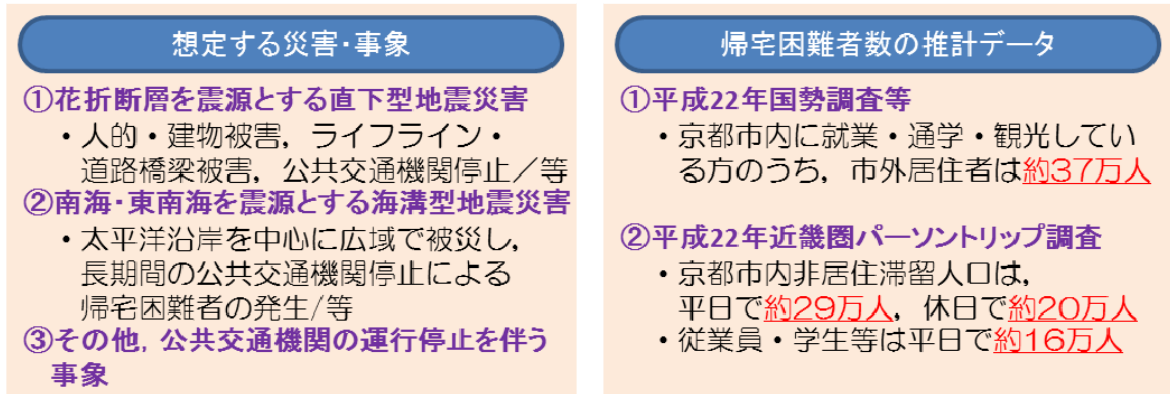
本指針は、各事業所において帰宅困難者対策を検討していただくための参考となるよう作成したものです。また、従業員及び来訪者や施設・運営形態等の特性から4業態（ホテル等宿泊施設、大型集客施設、工場・一般事業所等、大学・学校施設）別に、帰宅困難者対策を検討するための留意点についても記載しております。今後の取組に活用していただければ幸いです。

~~~~~帰宅困難者について~~~~~

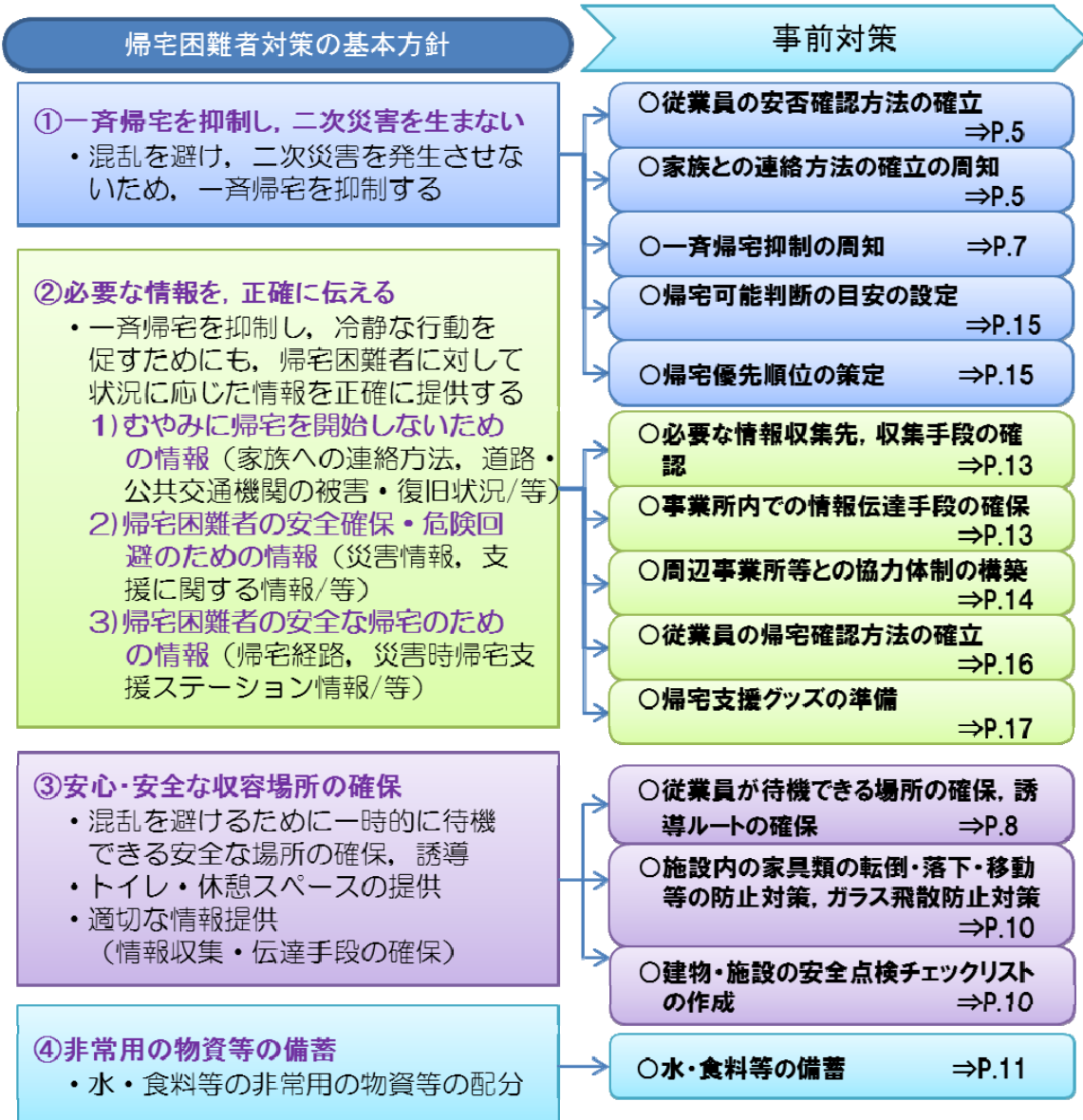
事業所における帰宅困難者対策の対象者は、①従業員、②来館者、お客様等の来訪者、③観光地の観光客等の3区分が考えられます。まずは、①及び②の対策を検討していただき、各事業所で従業員及び来訪者の安全確保や一斉帰宅抑制などを実施していただければと思います。そして、可能な範囲で③の対象者も受け入れていただくようお願いします。

京都市事業所帰宅困難者対策指針の概要

1. 本指針の基本的な考え方



2. 事業所における帰宅困難者対策の基本方針及び時系列フロー



適応期間の考え方

- 行政は発災後3日間程度は、救出・救護活動、初期活動などの応急対策活動を優先。
- 発災直後から**3日間**は、各事業所により従業員及び来訪者に対する支援を実施。
(※公共交通機関の復旧が支援終了の目安)

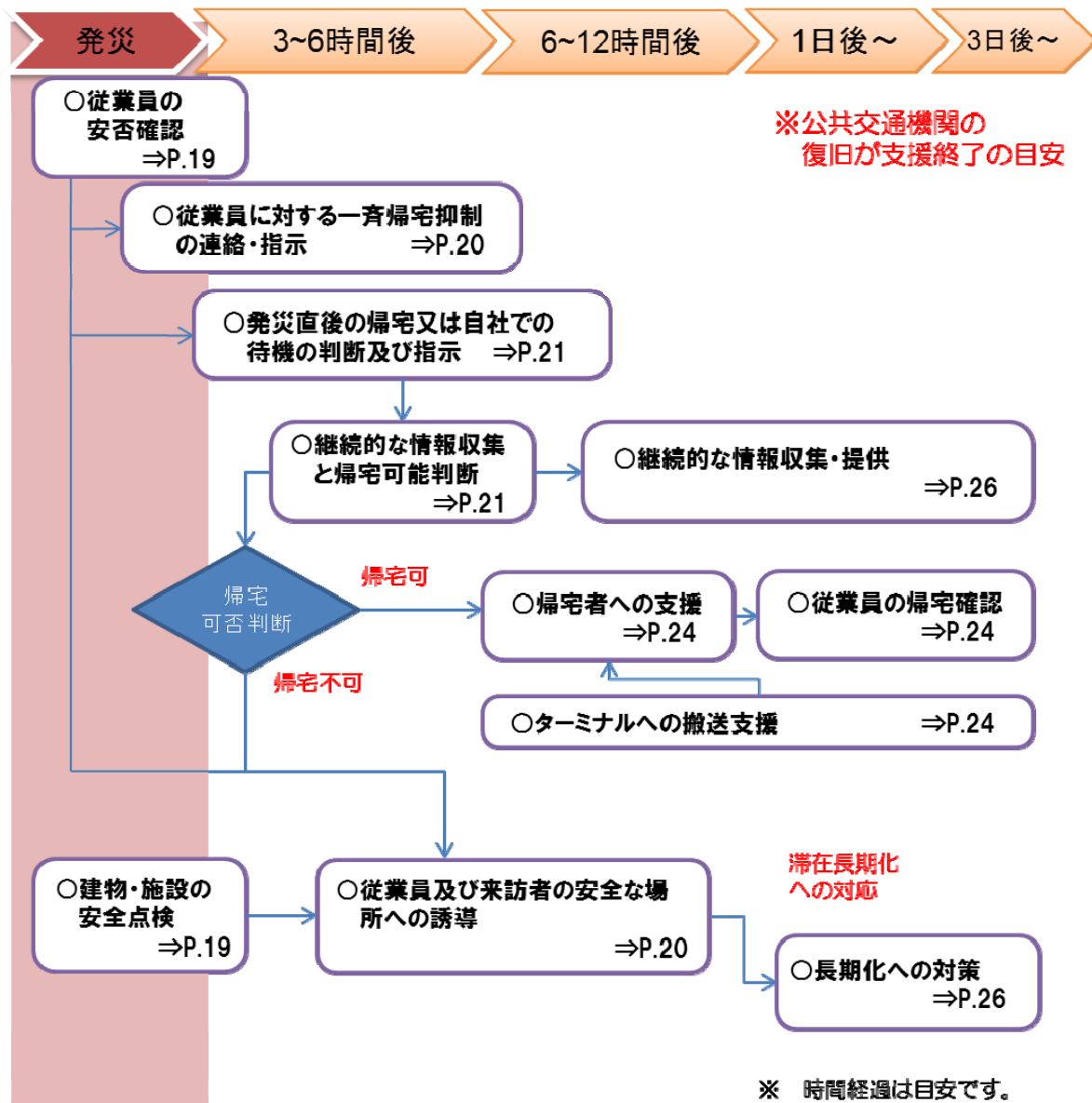
観光客等の帰宅困難者への対応

おもてなしの心で観光客にもやさしく

↓
従業員及び来訪者の安全確保を最優先することを前提に、可能な範囲で対応する。

○施設周辺の方、観光客等の受入れ

○観光客等への備蓄の確保・提供



1 帰宅困難者対策の基本方針

事業所において実施する帰宅困難者対策の基本方針は、次のとおりとします。

(1) 一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まない（帰宅の抑制・分散化）

混乱を避け、二次災害を発生させないため、一斉帰宅を抑制します。

(2) 必要な情報を、正確に伝える（情報収集体制の確立）

一斉帰宅を抑制し、冷静な行動を促すためにも、帰宅困難者に対して、状況に応じた情報を正確に提供します。

(3) 安心・安全な収容場所の確保

混乱を避けるために一時的に待機できる安全な場所の確保及び避難誘導を実施しましょう。収容場所においては、トイレ・休憩スペースの提供や、備蓄物資の支給、適切な災害情報等の提供を行います。

(4) 非常用の物資等の備蓄

従業員が施設内に留まれるよう、一人当たり3日分の水・食料等を備蓄することを目指します。

上記の基本方針を踏まえて、事業所において、適切な帰宅困難者対策を実施していくために、本指針に記載された『事前対策』『発災時の対応』に取り組むことが重要です。

2 事前対策

(1) 従業員の安否確認

大規模災害の発生時には、まずは従業員の安否確認、安全確保が重要となります。事業所内にいる従業員のほか、外出中の従業員についても安否確認できる方法を確認するとともに、外出時に災害が発生した場合の行動を定めておくことが必要です。

なお、事業所側から従業員に連絡を入れるのではなく、従業員から事業所へ連絡する方が、迅速な安否の確認につながります。

①従業員の安否確認方法の確立

- ☉ 従業員との連絡手段・手順を確立し、安否を確認できる方法を複数用意しておくとともに、訓練等を通じて、発災時には安否情報を連絡するように周知徹底することが必要です。
- ☉ 携帯電話を活用して独自の確認方法を確立することも考えられますが、各通信サービス事業者等が提供する安否確認サービスを活用することも有効です。

②家族との連絡方法の確立の周知

- ☉ 従業員が家族の安否確認を行えるようにすることが、発災時における一斉帰宅を抑制することにつながります。
- ☉ 各従業員が、自分自身の安全を確保した後に家族の安否を確認できるように、あらかじめ家族で連絡方法を決めておくことを周知することが重要です。
- ☉ 通信サービス事業者等が提供する安否確認サービスを利用するなど、個人で利用できるサービスを活用するように周知してください。

【通信サービス事業者等が提供する安否確認サービスの例】

- ◇NTT西日本の災害用伝言ダイヤル171
 - ◇NTT西日本の災害用ブロードバンド伝言板Web171
 - ◇NTTドコモが開設するiモード災害用伝言板サービス
 - ◇au（KDDI）の災害用伝言板サービス
 - ◇ソフトバンクモバイルの災害用伝言板／災害用音声お届けサービス
 - ◇WILLCOMが開設する災害用伝言板
 - ◇イー・モバイルの災害用伝言板
 - ◇Google パーソンファインダー
 - ◇企業向け安否確認システム
- など

(2) 一斉帰宅の抑制（事業所内での待機）

大規模災害の発生直後は、救助・救急活動、消火活動等の災害対策活動を迅速・円滑に行う必要があります。その際、多くの従業員が一斉に帰宅すると道路等に人があふれて、これらの活動の妨げになります。

また、徒歩での帰宅中に集団転倒や余震等による二次災害に遭う可能性もあり、すぐに一斉帰宅することは危険です。

このため、発災後はむやみに移動せず、安全な場所に留まることを従業員にあらかじめ周知してください。

また、従業員が待機できる安全な場所を確保してください。

長時間帰宅できない状態が続くことが見込まれる場合、事業所内に安全に滞在できる場所を確保してください。

①一斉帰宅抑制の周知

- 事業所内だけでなく、外出中の従業員も含めて、発災時には、むやみに移動せずに事業所や周辺の安全な場所に留まることを、日頃から周知することが重要です。
- 一斉帰宅抑制により、発災後の救助・救急活動、消火活動等の災害対策活動が円滑に行えるようになること、むやみに移動すれば帰宅途中に二次災害に遭う可能性のあることも、併せて周知するようにしてください。
- 一斉帰宅抑制の判断基準は、市内に震度5弱の地震が発生した場合や多くの公共交通機関の運行が停止した状況が一つの目安になります。

【一斉帰宅の危険性】

大規模な地震が発生した直後は、多くの人々が、会社、学校、外出先などから一刻も早く自宅に帰るため、行動を開始すると考えられています。大都市で地震が発生し、多くの人が一斉に帰宅すると、道路等に人があふれ、歩くこともままならない場所も出るといわれています。

このような状況で移動すると、集団転倒に巻き込まれたり、火災や建物からの落下物等により負傷するなど、大変危険な状態が想定されます。

このため、発災後は、「むやみに移動を開始しない」ことが大切です。

②従業員が待機できる場所の確保，誘導ルートの確保

- ① 施設内又は施設周辺で従業員が待機できる安全な場所を確保することが必要です。
- ② 安全な場所へ誘導する際には，安全なルートとなるよう，あらかじめ確認しておくことが必要です。

③滞在できる場所の確保

- ① 従業員が長時間帰宅できず，一昼夜過ごす必要がある場合などに備えて，滞在できる場所もあらかじめ確保してください。
- ② 滞在できる場所の規模としては，1人当たり2㎡が目安になります。
- ③ 従業員のうち帰宅困難者となる可能性のある人数をあらかじめ把握し，可能な範囲でこの規模を確保するようにしてください。
- ④ 会議室，エントランスホールなどの比較的まとまったスペースが適しています。
- ⑤ 各事業所のセキュリティを考慮し，従業員以外に提供可能な場所をあらかじめ確保しておくことが必要です。
- ⑥ 可能な範囲で男女別の滞在場所，更衣室などを確保してください。

※安否確認及び一斉帰宅の抑制に関わる事項は，あらかじめカード等で作成して，社員証等と併せて常時携行しましょう。また，従業員だけではなく，従業員の家族も同じものを所持しておくことがよいでしょう。

【常時携行するカードに記載する事項（例）】

項目	掲載情報内容	備考
所有者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 住所 ・ 電話番号（自宅・勤務先） ・ 血液型 ・ 持病，治療薬 	※従業員が負傷した場合に，周囲の救護者が身元確認の際に参考にできる情報を記載
緊急時の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用メールアドレス ・ 非常用電話番号（停電時） ・ 防災センターなどの緊急連絡先 	※発災時，事業所に対して行う安否報告の連絡先などについての情報を記載
安否確認（連絡）手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 災害用伝言ダイヤル ・ 外部安否確認サービスの使い方 	※家族間での安否確認方法や，安否確認システム等の使い方・手順を記載
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所付近の避難場所 ・ 収容施設の場所 	※発災後一時的に避難・待機する場所の情報。一昼夜過ごす必要がある場合などには，滞在できる場所の情報について記載
家族の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の勤務・通学先の電話番号 ・ 自宅以外の避難・集合場所 	※家族の安否確認を行うために必要な連絡先等の情報（あらかじめ家族で取り決めた連絡先・連絡方法等）について記載

(3) 平常時における事業所内の安全対策

事業所内における安全対策は、平常時から実施しておくことが必要です。

①施設内の家具類の転倒・落下・移動等の防止対策， ガラス飛散防止対策

- ⦿ 地震の揺れにより事業所内の家具類が転倒・落下・移動すると、従業員が被害に遭う危険性があります。
- ⦿ 家具類の転倒・落下・移動や窓ガラス等の飛散を防止するため、あらかじめ対策を講じておくことが必要です。
- ⦿ 11階以上の高層階に事業所がある場合や高層棟の施設所有者は、海溝型地震による長周期振動への対策も必要です。



②建物・施設の安全点検チェックリストの作成

- ⦿ 発災時に事業所内の安全を点検する箇所をあらかじめ定めておくとともに、チェックリストを作成しておくことが必要です。

③自家発電設備の設置や予備燃料の確保

- ⦿ 発災時の停電に備え、自家発電設備の設置や、自家発電設備用の予備燃料を可能な範囲で事前に確保しておくことも必要です。

(4) 物資等の備蓄

大規模災害の発生に備え、帰宅困難者向けにあらかじめ水・食料等を備蓄しておく必要があります。

水・食料等の備蓄

- ◎ 従業員が施設内に留まれるように、従業員1人当たり3日分の水・食料等の備蓄を目標としてください。
- ◎ 震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討してください。
- ◎ 来訪者などの外部の帰宅困難者向けの備蓄も、可能な範囲で行ってください。（大型集客施設や大学などの従業員以外の人が多い施設は、その人数を想定して可能な範囲で必要量を備蓄してください。）



【備蓄量等について（参考）】

水	ペットボトル入り飲料水など 一人1日3リットル，計9リットル
食料	アルファ化米，乾パン，保存用パンなど 一人1日3食，計9食
毛布	一人1枚
その他	簡易トイレ，衛生用品，ビニールシート，懐中電灯，ラジオ，乾電池，救急箱など

◇備蓄物資の保管場所は、エレベーターの停止などに備え、分散させておくことも有効です。事前に従業員に配布しておくという方法もあります。

◇飲料水等の自動販売機は、停電時でも非常用電源を活用して商品を供給することが可能な「災害時救援ベンダー機」とすることも有効です。

◇女性や要配慮者（自力での避難等が困難な高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦、外国人など。以下同じ。）に配慮した物資も必要となる可能性があります。

【女性や要配慮者に配慮した物資の例】

紙おむつ（大人用，子ども用），生理用品，粉ミルク，離乳食，授乳室用間仕切り，お粥，形態調整食（介護食），低タンパク質食品，温

食提供用コンロ，使い捨て手袋（おむつ替え時に使う），ウェットタオル，メイク落とし（拭取りタイプ），保湿するもの（化粧水，オールインワンクリーム等），椅子（床上に座ることが困難な方用）など

◇東日本大震災では，次のような物資も必要とされました。可能な範囲で，このような物資についても検討してください。

使い捨てカイロ，カーペット，シート，段ボール，寝具・寝袋，携帯電話の充電器，折りたたみ自転車など

◇その他に，各事業所において業務継続等も踏まえて，必要な備蓄に努めましょう。

- 備蓄物資は賞味期限が切れるまでに入れ替え，古い備蓄物資は防災訓練時に使用（消費）するなどが考えられます。

【日用品の発災時代替利用方法について（参考）】

◇大規模災害の発生時には，負傷者等の応急手当のために包帯やガーゼ等の救急用品が数多く必要となり，数が不足する可能性があります。

◇東日本大震災においては，生理用品を負傷部分に当てて，包帯・ガーゼの代替品として活用された事例も見られます。また，女性のストッキングは頭部保護ネットや三角巾の代替となり，ラップは食器が洗えないときに便利ですし，ダンボールは保温やマット代わりにもなり，簡易担架にも活用できます。

◇発災時の対応能力を高めるために，医療・救急に役立つ専用備品を確保することに加え，日用品を発災時に代替利用できる知識を備えておくことも重要です。

【井戸水の活用】

井戸があれば，井戸水を生活用水として活用することができます。

京都市では，水の確保が非常に困難となった阪神・淡路大震災の教訓から，主に生活用水の確保を目的に，まち中にある水が出る井戸を災害に備えてあらかじめ登録していただく制度を運用しています。

(5) 情報収集体制及び情報連絡体制

発災後のみならず、数時間が経過し、混乱が収拾してきた段階でも、交通状況や被害状況、災害対策活動状況等の情報を収集し、帰宅が可能な状況であるかを常に確認することが必要です。

また、通信インフラが活用できない場合には、避難所等の情報を入手できる場所に人を派遣するなど、ITに頼らない手段についても検討しておくことが重要です。

①必要な情報収集先，収集手段の確認

- ◎ 帰宅が可能であるかの判断をするために必要な情報の収集先を、あらかじめリストアップしておくこと、迅速に情報を収集できます。
- ◎ 一箇所だけではなく、複数の情報収集先と収集手段（テレビ、ラジオ、インターネットなど）を確認しておくことも必要です。
- ◎ 京都市が指定する避難所には防災行政無線の受信機を設置しているため、京都市から情報が直接届きます。必要に応じて、近くの避難所で情報を収集してください。（電話での問合せはご遠慮ください。）

【京都市の情報提供方法】

- ◇緊急速報メール
- ◇京都市防災ポータルサイト
(<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/index1.htm>)
- ◇京都市防災危機管理情報館のFacebook
(<https://www.facebook.com/kyoto.bousai.jp>)
- ◇京都市防災のTwitter (@ bousai_kyoto_jp)
- ◇京都市防災情報システム（電光掲示板）
- ◇指定避難所



②事業所内での情報伝達手段の確保

- ◎ 従業員及び来訪者への情報伝達手段を、あらかじめ確保しておきます。
- ◎ 伝達方法としては、①館内スピーカー、②庁内LAN、③拡声器、④口頭、⑤紙の配布・掲示、⑥テレビなどがあります。

- ② 館内放送は、一度に多くの人に情報を伝えることが可能であり、誘導にも効果があるため、放送のタイミングや例文等についても検討しておきましょう。放送の際には、意図が伝わるように落ち着いてはっきりと発声し、復唱しましょう。
- ③ 数箇所にテレビを設置し、随時、テレビで情報を得ることができるようにすることも有効です。
- ④ 従業員に対しては、随時、メールで交通情報等を伝達することも必要です。
- ⑤ 事業所周辺の地図（最寄り駅までの距離や目印、近隣病院の場所等を記載したもの）を掲出することも有効です。

③ 周辺事業所等との協力体制の構築

- ① 単独で対応するだけではなく、周辺の事業所やビル内テナント事業所とあらかじめ協力体制を構築し、役割分担をしながら対応することも有効です。
- ② 京都市外に本社・支社のネットワークを有している場合には、企業グループ独自の広域応援体制の強化に努めていただくことも重要です。特に、発災時には、平常時の通信手段が使用できない可能性もあることから、衛星携帯電話の導入などにより、本社・支社間の発災時の情報連絡体制の強化を図ることが考えられます。

【アナログ的な対策】

最近では、テレビやインターネット等のデジタル情報に頼りがちですが、インフラ回線が断絶したときや停電の場合などに備え、アナログ的な対策も考えておくことが大切です。

（対策の例）

- ・ 必要な情報を紙に書いて掲示するため、「模造紙」と「マジック」を用意しておく。
- ・ 停電時にも情報を入手できるよう、「携帯ラジオ」を用意しておく。
- ・ 近くの避難所まで情報を取りに行けるよう、「自転車」を用意しておく。
- ・ 大きな声で情報を伝えるため、「拡声器」を用意しておく。

など

(6) 帰宅ルールの策定

帰宅可能な状況になった場合において、全員が一斉に帰宅を開始すると、混乱する可能性があります。あらかじめ帰宅優先順位を定めておき、発災時にはルールに従い、段階的に帰宅を開始させてください。

① 帰宅可能判断の目安の設定

- ⦿ 被害状況などから、帰宅可能判断の目安をあらかじめ設定しておきます。
- ⦿ 基本的には、周辺及び従業員の自宅までの経路上の①余震や二次災害の危険情報、②道路の寸断や交通の混雑状況、③停電等のインフラの状況などから目安を設定します。

② 帰宅優先順位の策定

- ⦿ 従業員の居住地、家庭の事情などについては、日頃から把握しておき、帰宅優先順位をあらかじめ定めておきます。
- ⦿ ルール設定の視点としては、①帰宅する方面の安全性、②家庭の事情(自宅が子どものみ、要配慮者がいるなど)などが考えられます。
- ⦿ 緊急車両等の活動を最優先するため、自家用車の使用は避けましょう。
- ⦿ 帰宅の方面が同じ従業員は班を編成して、なるべくまとまって帰宅することも有効です。

【帰宅優先順位の視点(例)】

第1優先順位	自宅に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦、などがいる者で、ほかに保護者・介護者等がいない者
第2優先順位	家族等が災害により負傷している者
第3優先順位	遠方の者(公共交通機関が利用可能な場合は徒歩帰宅より公共交通機関利用者を優先)
その他	自家用車による帰宅は原則禁止

③従業員の帰宅確認方法の確立

- ☉ 残留者を把握するため、帰宅させる際にはリスト等で管理しましょう。
- ☉ 従業員を帰宅させた場合、安全に帰宅できたことをメールや電話等により確認する方法を確立しておくことが必要です。
- ☉ 必要に応じて、帰宅途上の状況報告をさせることも重要です。

④策定された帰宅ルールの周知徹底

- ☉ 帰宅優先順位、帰宅確認方法等を定めるだけでなく、従業員への周知を徹底し、認知度を高めることが重要です。
- ☉ 一斉帰宅を抑制するため、防災訓練等の際に、帰宅優先順位に基づいた分散帰宅の訓練を実施することも重要です。

(7) 帰宅者への支援対策

従業員を帰宅させる場合、公共交通機関等の情報提供のほか、必要に応じて、帰宅支援グッズを配布し、帰宅時における安全確保を図りましょう。

帰宅支援グッズの準備

- ① 従業員が帰宅可能となった場合に備えて、帰宅支援グッズ等をあらかじめ準備しておくことがよいでしょう。
- ② 例えば、災害時帰宅困難者支援マップ、ペットボトル飲料水、簡易食料、懐中電灯、ヘルメット、軍手などがあります。
- ③ 災害時帰宅困難者支援マップについては、発災時に停電することも考慮し、あらかじめ出力・保管しておくことがよいでしょう。
- ④ 徒歩で帰宅する場合に備えて、従業員が個別に運動靴などを準備しておくことがよいでしょう。



(8) 関係事業所との役割分担

発災時には、事業所内には社員や来訪者だけではなく、派遣社員や委託業者等の関係事業所の従業員が存在するため、発災時の対応について、関係事業所との協力・役割分担をあらかじめ定めておく必要があります。

関係事業所との発災時の役割分担の明確化

- 派遣社員の派遣元事業所や委託業者等との間で、発災時の帰宅困難者対策についての協力・役割分担について、あらかじめ定めておきましょう。

【関係事業所との協力・役割分担の事前協議項目の例】

災害初期及び緊急性の高い対応	一斉帰宅抑制，安全な場所への誘導，負傷者への対応等
その他帰宅困難者支援項目	安否確認，帰宅判断，帰宅支援，長期化対応等

- 警備業務・清掃業務等の関係事業所と保安対策や衛生対策について、あらかじめ計画しておきましょう。
- 関係事業所との協力・役割分担を踏まえて、相互に事前対策に取り組み、防災訓練によるチェック等を行うことが重要です。

3 発災時の対応

(1) 初動対応

大規模災害の発生時に、速やかに事業所内外の従業員の安否確認、建物・施設の安全確認を行い、担当者はその状況を集約してください。

従業員には、平常時から大規模災害の発生時に自分の身の安全を守るように徹底してください。

① 従業員の安否確認

- ☞ 勤務時間内外にかかわらず、従業員の安否確認をすることが第一です。
- ☞ 一斉帰宅抑制の連絡及び指示と同時に行うことが効率的です。

② 建物・施設の安全点検

- ☞ あらかじめ定めた点検箇所について、チェックリストを用いて安全点検を行います。必要に応じて、応急復旧に必要な工具等を備蓄しておくことも有効です。

(2) 一斉帰宅の抑制及び安全な場所への誘導

発災後は、事業所に待機し、一斉に帰宅しないように指示してください。その際、あらかじめ定めた場所へ従業員を誘導してください。

また、来訪者についても、従業員と同様に、安全な場所に誘導し、待機させてください。

建物や周辺が安全ではない場合は、周辺の事業所に協力を求めたり、京都市が指定する避難所などに従業員及び来訪者を案内・誘導してください。

①従業員に対する一斉帰宅抑制の連絡・指示

- ☉ 従業員に対して一斉帰宅を抑制する連絡・指示を、様々な伝達媒体を使って行ってください。
- ☉ 帰宅を抑制するだけでなく、家族の安否確認も行えるようにすることも重要です。

②従業員及び来訪者の安全な場所への誘導

- ☉ 施設や周辺の被害状況を確認し、従業員及び来訪者を施設内の安全な場所に誘導・待機させることが必要です。
- ☉ 建物や周辺が安全ではない場合は、近隣の安全な事業所に協力を求めるほか、京都市が指定する避難所などに関する情報を収集し、従業員及び来訪者を案内・誘導するようにします。
- ☉ 避難所に誘導する際には、必ず避難所の運営者の指示に従うよう伝えてください。

(3) 帰宅可能の判断

周辺の被害状況や公共交通機関の運行状況、行政による災害対策活動状況等の情報を収集し、帰宅が可能な状況であるかを常に確認することが必要です。公共交通機関の運行が再開され、帰宅可能な状況になっても、一斉に帰宅を開始するのではなく、あらかじめ定めた帰宅優先順位に従い、段階的に帰宅を開始させてください。

従業員以外の来訪者については、各自の判断になりますが、可能な範囲で一斉帰宅を避け、段階的に帰宅させるようにしてください。

① 発災直後の帰宅又は自社での待機の判断及び指示

- ☉ テレビ、ラジオ、インターネットなどから被害状況や公共交通機関の運行状況に関する情報、京都市などの行政機関からの情報を収集しながら、帰宅のタイミングについて判断することが必要です。
- ☉ 自宅が遠方の場合、帰宅前に日没を迎えると、停電などで道が見えなくなるおそれがあるので、日没までに帰宅することができる者を帰宅させるようにしましょう。
- ☉ 場合によっては、そのまま自社で滞在し続けることも必要になります。

② 継続的な情報収集と帰宅可能判断

- ☉ あらかじめリストアップした情報収集先から必要な情報を収集し、従業員の帰宅可否を判断します。
- ☉ 京都市からは災害情報、公共交通機関の復旧情報等を提供します。
- ☉ 公共交通機関の復旧情報等に基づき、帰宅者を判断し、従業員を帰宅させてください。その際も、一斉に帰宅させるのではなく、あらかじめ策定した帰宅優先順位に基づき、段階的に帰宅させてください。

《帰宅可否の判断基準（参考）》

◇帰宅前の確認事項

- 1 天候等の条件
- 2 帰宅ルート及び帰宅予想時間
- 3 建物倒壊、橋梁の崩壊等の被害状況
- 4 交通規制、道路状況及び代替ルートの確認

◇帰宅するに当たり、注意を要する場合

- 1 自宅までの距離が20キロメートル以上の場合
- 2 自宅到着時間が日没後となる場合
- 3 同一方向に帰宅する者がいない場合
- 4 飲料水、食料、運動靴等の確保ができていない場合

【帰宅判断の難しさ】

東日本大震災の際、首都圏では徒歩で帰宅した従業員が相当いたようですが、周辺の被害がそれほど大きくなかったためであると考えられます。

阪神・淡路大震災のように周辺も大きな被害を受けた場合は、二次災害の危険性が高いことから、従業員の帰宅については慎重に判断することも必要です。被害状況や行政機関からの情報を収集することが、判断のための第一歩になります。

収集した情報を基に、事業所において適切な帰宅可否の判断及び指示を行うことで、従業員を安全に帰宅させることができます。

(4) 負傷者への対応

従業員や来訪者の中には、発災時等に負傷する人もいます。また、外傷はなくても時間の経過とともに、体調を悪くする人もいます。そのような場合、適切な対応をお願いします。

負傷者の救護活動， 応急手当

- ◎ 従業員や来訪者が負傷した場合は、救護活動及び応急手当を行う必要があります。そのため、応急手当用器材の準備や救護活動を行う場所をあらかじめ定めておくことが有効です。
- ◎ 救護活動を行う場所を1階に設置しておけば、専門的な治療が必要な場合、すぐに救急車等で搬送できます。
- ◎ 心肺停止傷病者の発生に備え、自動体外式除細動器（AED）を設置しましょう。
- ◎ 従業員や来訪者が負傷した場合に、従業員が応急手当等を実施できるよう救命講習を受講しておくことも必要です。

【応急手当を実施するために】

京都市消防局では、突然のけがや病気で倒れた方に対して行う応急手当、特に自動体外式除細動器（AED）の使用方法、心肺蘇生法や止血法などを学んでいただく救命講習を実施しています。講習内容は次のとおりです。

【普通救命講習】

普通救命講習は、応急手当のうち、特に生命を救うために最低限必要な、AEDの使用方法を含めた成人に対する心肺蘇生法（胸骨圧迫「心臓マッサージ」と人工呼吸）と止血法を学んでいただく講習です。

【上級救命講習】

上級救命講習は、普通救命講習の内容に加え、小児、乳児に対する心肺蘇生法や骨折などの外傷の手当、搬送法など、更に幅の広い応急手当を学んでいただく講習です。



(5) 帰宅者への支援

帰宅させる従業員に対しては、安全に帰宅するために必要な情報提供を行ったうえで、帰宅させるようにしてください。

帰宅後には、必ず帰宅したことを事業所に伝えるようにするとともに、事業所は従業員の帰宅状況を集約するようにしてください。

なお、来訪者、観光客等への対応も、おもてなしの心で可能な範囲で行ってください。

① 帰宅者への支援

- ➡ 帰宅させる従業員に対しては、帰宅支援グッズを提供するなど、徒歩帰宅が長時間になっても最低限の対応ができる装備をして帰宅させてください。
- ➡ 帰宅支援グッズを準備していない場合でも、災害時帰宅困難者支援マップを手渡すようにしましょう。
- ➡ 従業員が帰宅する際、帰宅ルートを報告してもらい、安否確認しやすい環境を作りましょう。
- ➡ 車での帰宅は行わず、徒歩や公共交通機関で帰宅することを徹底してください。

② 従業員の帰宅確認

- ➡ 帰宅させた従業員については、安全に帰宅したことを確認することが必要です。
- ➡ 従業員には、安全に帰宅した際に、事業所に報告するよう徹底してください。

③ ターミナルへの搬送支援

- ➡ 公共交通機関を使用して帰宅する帰宅者に対しては、ターミナルまでの移動手段を可能な範囲で確保し、帰宅を支援します。

(6) 運営面の工夫

帰宅困難者を受け入れるうえで、混乱やトラブルを避けるためにも、運営面での工夫が重要になります。

運営面の工夫点

- ① 滞在できる場所の出入口を限定することにより、管理がしやすくなります。
- ② 備蓄物資の配布に当たっては、1箇所に取りに来ていただくと混乱するおそれがあるため、時間を決めて順番に配分し、配布時間を掲出するとよいでしょう。
- ③ プライバシーへの配慮も必要です。また、高齢者の中には床上に座れない人もいますので、椅子などを提供していただくとよいでしょう。
- ④ 館内の状況、安全情報、運営情報（エレベーターの復旧や出入口等の運用、物資の配布など）についても、適宜、情報提供してください。
- ⑤ エレベーターが停止した場合などは、高齢者はできるだけ低層階に滞在していただくような工夫をするとよいでしょう。
- ⑥ 帰宅困難者への情報提供の手段の一つとして、ロビー等にテレビを設置することも有効です。
- ⑦ 外国人がいる場合、外国語による案内板の設置など、可能な範囲で対応してください。
- ⑧ 携帯電話からの発信が規制されていても、固定電話からの発信は可能な場合があるので、可能な範囲で、固定電話の利用提供等をお願いします。



ロビーに設置されたデジタル表示板

(7) 長期化対策

周辺の被害状況が大きい場合、公共交通機関の再開に時間を要することが考えられるため、遠方からの従業員及び来訪者が長期間帰宅できない状況も想定されます。

①長期化への対策

- ③ 3日間を超えて帰宅が困難となる場合には、帰宅困難者ではなく被災者としての対応になります。必要に応じて、最寄りの避難所をお知らせしてください。
- ③ 3日間を目安とした対応を基本としますが、災害の状況により長期化する場合や、避難所への移動が困難な場合の対応などについても検討しておいてください。



②継続的な情報収集・提供

- ③ テレビ、ラジオ、インターネット等から必要な情報を収集し、帰宅困難者に対して継続的に情報を提供してください。
- ③ 時間の経過とともに、電気等が復旧していきますので、多様な情報収集・提供が可能になると考えられます。
- ③ 事業所周辺の状況などの確認には、自転車を使用することが考えられます。



4 事業所周辺における観光客等の帰宅困難者への対応

(1) 基本的な考え方

発災後、京都市では、清水・祇園地域、嵯峨・嵐山地域といった観光地や、京都駅周辺地域で観光客緊急避難広場を確保し、観光客等がターミナルに集中しないような対応を取ります。その後、時間の経過とともに、屋根のある観光客一時滞在施設へと観光客等は移動します。

各事業所においても、可能な範囲で（従業員及び来訪者の安全確保を最優先することを前提に）おもてなしの心で、事業所内の安全な場所に、観光客等を受け入れるようお願いします。

観光客等の受入れについては、公共交通機関の復旧が支援終了の目安になります。

(2) 事業所内での受入れの協力

①施設周辺の方の受入れ

- ☉ 発災後に施設周辺にいる方については、休憩やトイレ利用、公衆電話利用も含め、一時的に待機する施設が必要になります。
- ☉ 各事業所において、施設の安全が確認でき次第、可能な範囲で受け入れるようお願いします。

②観光客の受入れ

- ☉ 発災時に施設周辺にいる方に加えて、観光地の観光客の受入れについても、可能な範囲で、ご協力をお願いします。

(3) 従業員と観光客等の区分

①従業員とのゾーニング

- ☉ 従業員以外の方については、従業員と別の場所で受け入れるようにすることが必要です。
- ☉ あらかじめ、従業員用、来訪者用、施設周辺の方用と区分して、事業所内の安全な場所を準備することも必要です。

②従業員以外への対応

- ☉ 従業員以外の方については、収集した情報を伝達し、帰宅については本人の判断に任せてください。

(4) 備蓄物資の提供等

公共交通機関の再開に時間を要する場合もあることを考慮し、備蓄することが重要となります。

①観光客等への備蓄

- ☉ 帰宅困難者対策として、まずは従業員向けの施設の整備や備蓄をすることが必要です。
- ☉ 可能な範囲で観光客等への備蓄も確保するようにお願いします。

②備蓄物資の提供

- ☉ 配布する時間は、あらかじめ伝えておくこと、また、配布の際には、配布場所を定めて取りに来ていただくのではなく、個別に配布することで混乱を避けることができます。

5 事業所の業態別における留意事項

(1) ホテル等宿泊施設

ホテル等宿泊施設の場合は、特に次のことが留意事項として挙げられます。

① 宿泊者、宴会場・会議室利用者への対応

- ① 発災直後は、基本的には従業員と同様に、宿泊者等を安全な場所へ誘導してください。
- ② 安全が確認できた場合は、宴会場、会議室、客室等での待機も指示してください。

② 外国人観光客への対応

- ① 言語、生活習慣等の異なる外国人観光客に対応できる従業員を、あらかじめ事業所内で定めておいてください。

③ 修学旅行生など若年層が多い団体への対応

- ① 修学旅行生などの若年層が多い団体については、クラス単位などでまとまっていたいただき、引率者（教員等）で対応していただくことが考えられます。
- ② 保護者や学校等への必要な対応は、引率者の判断に任せるようにし、場所、情報及び物資の提供を中心に行ってください。

④施設周辺からの一時的な避難者等への対応

- ホテル等宿泊施設は、施設の性質上、施設周辺から一時的に避難してくる人が多いと考えられます。公衆電話やトイレ利用などの一時的な利用者も想定されます。
- 従業員及び来訪者の安全確保を最優先することを前提に、可能な範囲で、施設周辺の方への対応にもご協力をお願いします。
- 安全が確認できるまでは、流入抑制が必要になりますので、施設の安全点検を実施する場所の優先順位をあらかじめ定めておくことが必要です。

⑤帰宅困難者、被災者としての従業員への対応

- 宿泊者等への対応のため、発災時にも一定数の従業員を確保しておくことも重要ですが、家族が被災していることがあります。限られた従業員で帰宅困難者に対応できるよう、あらかじめ検討することも必要です。

⑥発災時にも出勤可能な従業員リストの作成

- 従業員の数が相対的に少ない夜間に災害が発生した場合や、宿泊者や施設周辺からの避難者への対応が必要な場合の従業員の確保策として、発災時に出勤可能な従業員のリストをあらかじめ作成しておくことも有効です。

⑦宿泊者へのサービス用在庫の有効活用

- ホテル等宿泊施設においては、宿泊者向けに提供される食材・リネン等の在庫が、普段から一定量確保されている場合があります。
- 帰宅困難者用の3日分の備蓄物資に加え、レストラン等で提供するために確保している食料の在庫が一定量ある場合には、帰宅困難者支援に活用することも考えられます。

(2) 大型集客施設

大型集客施設の場合は、特に次のことが留意事項として挙げられます。

① 多数の来訪者，お客様等への対応

- ⦿ 発災直後については、基本的には従業員と同様に、安全確認後、事業所内の安全な場所へ誘導してください。
- ⦿ 従業員に比べて来訪者が多い施設では、停電時でも多くの方に情報伝達できる体制をあらかじめ構築してください。
- ⦿ 来訪者やお客様等が寝泊まりする必要がある場合も、可能な範囲で、施設内で対応していただくようお願いします。

② 施設周辺からの一時的な避難者等への対応

- ⦿ 大規模な集客施設は、施設の性質上、施設周辺から一時的に避難してくる人が多いと考えられます。公衆電話やトイレ利用などの一時的な利用者も想定されます。
- ⦿ 従業員及び来訪者の安全確保を最優先することを前提に、可能な範囲で、施設周辺の方への対応にもご協力をお願いします。
- ⦿ 安全が確認できるまでは、流入抑制が必要になりますので、施設の安全点検を実施する場所の優先順位をあらかじめ定めておくことが必要です。

③ 待機場所，備蓄量の判断

- ⦿ 施設周辺の方の人数の予測がつかないと考えられますので、あらかじめ施設の規模から受入れ可能な人数を整理していただき、その範囲内で受け入れていただくようお願いします。

④夜間等の休館時間帯での対応

- ① 大規模な集客施設という施設の性質上,夜間や休館時間帯に災害が発生した場合にも,施設周辺の方が一時的に避難してくる可能性があります。
- ② このような場合の対応方針について,施設の管理状況などを踏まえながら,あらかじめ計画を定めておく必要があります。

(3) 工場，一般事業所等

工場や一般事業所等の場合は，特に次のことが留意事項として挙げられます。

①建物特性に応じた従業員の安全確保の徹底

- ⦿ 敷地内に複数の建物がある場合，建物の老朽度，特性により，安全対策が異なる場合があります。それぞれの建物の特性に応じて，従業員の安全対策を確立することが必要です。

②外部の方の受入可否の判断

- ⦿ 施設規模が大きいため，事業所以外の方が周辺から避難してくることも考えられます。これらの方の受入可否の考え方や判断基準をあらかじめ定めておいてください。

③入口が多数ある場合の入場制限

- ⦿ 敷地が広く，入口が多数ある場合でも，建物や敷地内の安全が確保できるまでは，周辺から避難してくる人がむやみに立ち入らないように，迅速に入場制限できるようにしておくことが必要です。

④安全な避難ルートの事前確認

- ⦿ 敷地内の安全な場所を確保するとともに，安全な場所までの避難ルートについて，あらかじめ確認しておき，避難の際に障害となるものについては，片付けておくなどの対応が必要です。

⑤危険物等の取扱いがある場合

- ① 危険物等の取扱いがある場合は、施設の安全点検が第一です。早急に安全が確認できる体制を構築してください。
- ② 従業員の安全を迅速に確保できる対応策、二次災害の抑止策等をあらかじめ定めてください。

(4) 大学，学校施設

大学，学校施設の場合は，特に次のことが留意事項として挙げられます。

①保護者の確認，学生等の引渡し

- ㊦ 遠方の学生等が帰宅困難となった場合，保護者からの安否確認の問合せへの対応方法，保護者への連絡などが円滑にできるよう，連絡先の把握及び連絡方法をあらかじめ確認しておく必要があります。
- ㊦ 学生等が帰宅可能な状態となった場合は，保護者の安否確認をしてから帰宅させるようにしてください。可能な場合，保護者に迎えに来てもらうなどの対応も必要です。

②建物特性に応じた職員・学生等の安全確保の徹底

- ㊦ 敷地内に複数の建物がある場合，建物の老朽度，特性により，安全確保の方策が異なる場合があります。それぞれの建物の特性に応じて，職員・学生，来訪者の安全対策を確立することが必要です。

③施設の開放・受入れ

- ㊦ 広大な敷地を有する大学等においては，オープンスペースも活用しながら施設周辺の方を受け入れるようお願いします。
- ㊦ 校舎等についても可能な範囲で開放し，施設周辺の方を受け入れるようお願いします。
- ㊦ 広大な施設内において，停電時でも情報伝達できる体制を確保してください。

④休日にシンポジウム等が開催されている場合の対応

- ① 発災直後，来場者についても基本的には職員・学生等と同様に，安全確認後，大学内の安全な場所へ誘導してください。
- ② 職員に比べて来場者の方が多いため，停電等により放送設備等が使用できない場合でも，多くの方に情報伝達できる体制をあらかじめ構築してください。
- ③ 来場者等が寝泊まりする必要がある場合も，可能な範囲で，施設内で対応していただくようお願いします。

⑤学生等の活用

- ① 大学生等については，帰宅困難者である一方で，活用可能な人材でもありと考えられます。負傷していない学生の活用策について検討しておき，円滑に協力してもらえ体制を取っておくことが有効です。

⑥避難所として指定されている場合

- ① 施設が避難所として指定されている場合，周辺住民（避難者）と帰宅困難者の対応が必要になります。
- ② 基本的な考え方としては，避難者と帰宅困難者は，別の場所に待機・滞在してもらうように誘導してください。

⑦市内の他大学，周辺地域と連携した共助による対応

- ① 帰宅困難者の数が多めで，備蓄が不足する場合や宿泊場所が足りない場合などの対応に当たっては，市内の他大学や周辺地域と連携して対応していくことも考えられます。
- ② 平常時から，他の大学や周辺地域との連携体制を構築しておくことが有効です。

⑧夜間・休日に災害が発生した場合の学生への対応

- 夜間・休日に災害が発生した場合でも、学生が大学に避難してくることも考えられます。職員の応召計画を策定するなど、このような状況においても、学生の安全確保、収容ができるような体制をあらかじめ定めておく必要があります。

6 今後の帰宅困難者対策への取組

本指針は、大規模災害の発生などにより公共交通機関が停止した場合に、京都市内において発生すると想定される帰宅困難者について、一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まないため、事業所として取り組むべき対策について検討し、取りまとめたものです。

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後、この指針を参考に、各事業所における帰宅困難者への対応について検討されたうえで、対応計画の策定をはじめ、従業員への周知、体制の整備、訓練の実施など、具体的な対応を図るとともに、実効性を高めていくことが重要です。

また、検討において様々なご意見をいただいた中で、一事業所での対応の困難性等も指摘されていることを踏まえ、今後、帰宅困難者対策の取組として、次のようなことが必要であると考えられます。

① 事業所間における帰宅困難者対策の情報交換

各事業所において帰宅困難者対策を進めていくうえで、固有の課題がある一方、共通の課題もあると考えられます。

そういった場合に、他の事業所との情報交換により、参考となる取組等を取り入れていくことも必要と考えられます。

② 災害情報・帰宅困難者支援情報等の情報共有

発災時や帰宅困難者が発生する場合には、多様な手段により迅速に、災害情報や帰宅困難者の支援に関する情報等を収集する必要があることから、行政からの情報だけではなく、事業所間での情報共有も必要と考えられます。

③ 事業所間におけるネットワークの構築

帰宅困難者対策の実施に当たり、被災状況等によっては、事業所単独での対応が困難となる可能性があります。

そこで隣接する事業所、あるいは地域が異なる事業所等において、平常時から発災時の応援協力について協議を行うなど、事業所間のネットワークの構築に努めることも必要と考えられます。

④ 広域的な応援体制の構築

帰宅困難者対策を充実していくうえでは、京都市外の事業所との応援体制の構築も考えられます。

そのため、各企業グループとしての応援体制はもとより、関係事業所間における相互応援についての検討を進めていくことも必要と考えられます。

⑤ 発災時の学生エネルギーの活用

大学生については、帰宅困難者となる可能性がある一方で、事業所の一員として行動することも可能な大きなエネルギーと考えられます。「大学のまち京都・学生のまち京都」ならではの「学生エネルギー」を活かし、発災時における帰宅困難者の支援に、円滑に協力してもらえる体制づくりも必要と考えられます。



京都市事業所帰宅困難者対策指針（資料）

《資 料》

1 京都市内における帰宅困難者数の推計データ	41
2 帰宅困難者事前対策チェックリスト	44
3 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）	47
4 事業所帰宅困難者対応計画（例）	49
5 京都市の取組.....	61
6 本指針に対するQ&A	75

1 京都市内における帰宅困難者数の推計データ

① 京都市内における帰宅困難者数の推計（平成22年国勢調査等）

平成22年国勢調査等のデータを踏まえて、市内外の居住別に市内の就業者・通学者・観光客の人数をみると、市内で就業・通学をしている市内居住者は約77万人となっている。

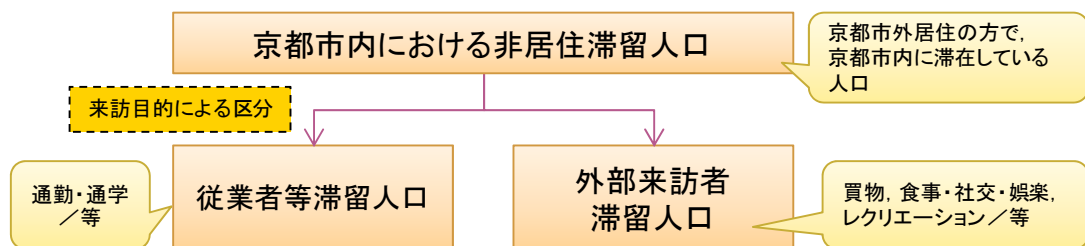
また就業・通学・観光をしている方のうち、市外居住者は約37万人となっており、大規模な災害が発生すれば、帰宅困難者となる可能性がある。

種別		人数	割合	
市内居住	就業者	586,048人	51.4%	約77万人
	通学者	185,390人	16.3%	
市外居住	就業者	180,582人	15.8%	帰宅困難者 となる可能性 約37万人
	通学者	60,007人	5.3%	
	観光客	128,000人	11.2%	
合計		1,140,027人		

② パーソントリップ調査結果に基づく帰宅困難者数の推計結果

平成22年に実施されたパーソントリップ調査結果から京都市内の非居住滞留人口についてみると、非居住滞留人口のピーク時間帯は13～14時であり、平日で約29万人、休日で約20万人となっている。

非居住滞留人口のうち、従業員・学生等の所属先が市内にある非居住滞留人口は平日で約16万人、休日で約3万人であり、所属先が市内にない来訪者の滞留人口は平日で約12万人、休日で約17万人と推計された。



平日

行政区	ピーク時間帯	非居住滞留人口(ピーク時)	従業員等滞留人口	外部来訪者滞留人口
北区	14時	21,437	15,598	5,839
上京区	13時	21,110	13,675	7,435
左京区	12時	34,318	20,525	13,793
中京区	13時	32,219	18,150	14,069
東山区	14時	14,611	7,955	6,656
山科区	13時	11,500	6,516	4,983
下京区	13時	45,405	20,079	25,326
南区	12時	31,472	22,606	8,866
右京区	14時	18,521	9,787	8,733
西京区	12時	12,215	4,912	7,303
伏見区	13時	43,379	26,185	17,194
合計		286,185	165,989	120,196

休日

行政区	ピーク時間帯	非居住滞留人口(ピーク時)	従業員等滞留人口	外部来訪者滞留人口
北区	14時	10,204	2,703	7,501
上京区	14時	9,743	2,119	7,624
左京区	13時	24,806	3,677	21,130
中京区	14時	19,033	2,750	16,283
東山区	14時	13,051	1,620	11,431
山科区	12時	6,395	1,096	5,299
下京区	14時	38,487	5,110	33,377
南区	14時	12,566	2,336	10,230
右京区	14時	18,121	1,849	16,273
西京区	13時	10,212	1,028	9,184
伏見区	13時	36,421	5,035	31,387
合計		199,040	29,321	169,719

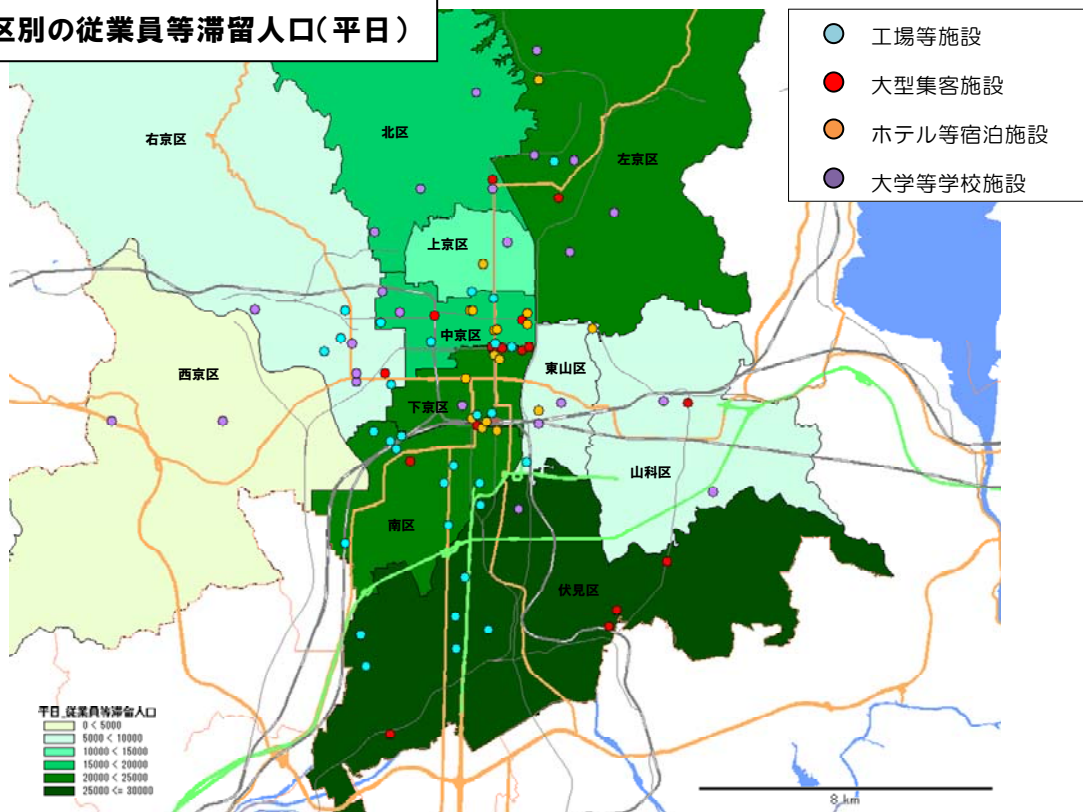
※ パーソントリップ調査

●人の動き(地域別・交通手段別等の交通実態)を総合的に把握する唯一の手段であり、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料として活用される。

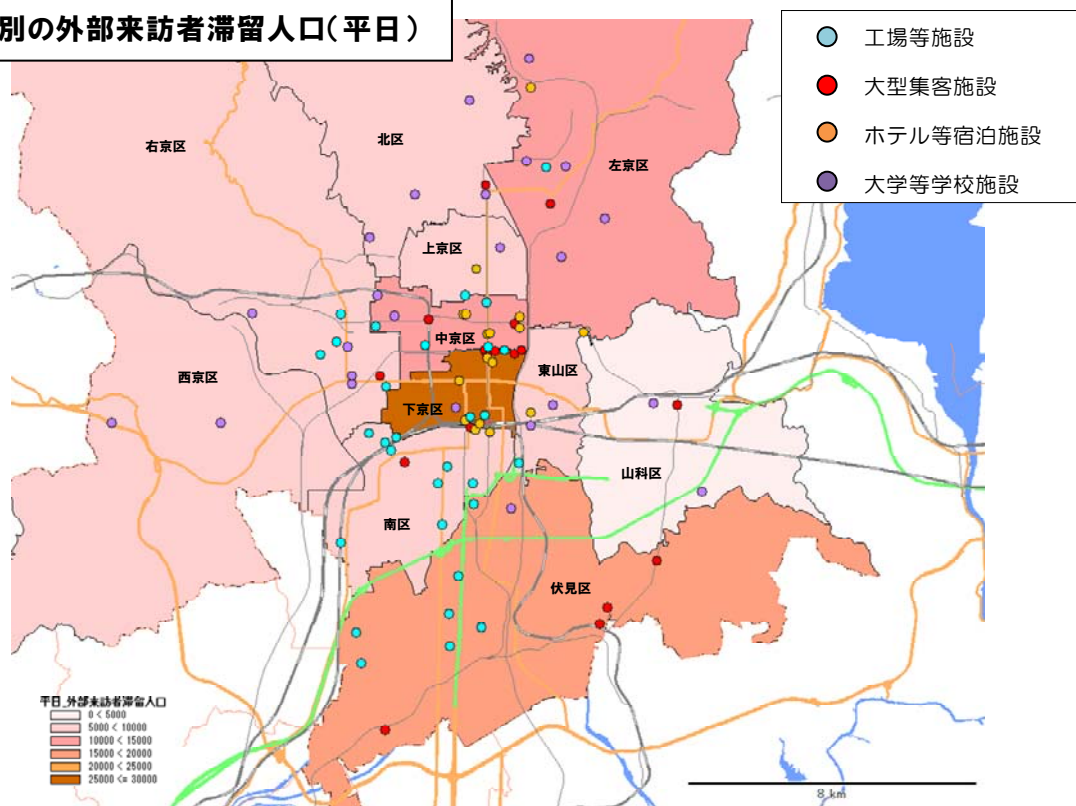
●平成22年10月～11月にかけて調査を実施。約35万世帯、約74万人に対するサンプル調査。

③ パーソントリップ調査結果に基づくピーク時の行政区別滞留人口

行政区別の従業員等滞留人口(平日)



行政区別の外部来訪者滞留人口(平日)



※ ○印は、検討部会に御参加いただいた事業所の位置を示している。

2 帰宅困難者事前対策チェックリスト

番号	内容	
従業員の安否確認		
1	発災時に、従業員の安否を確認できる方法を確立している	<input type="checkbox"/>
2	発災時に、従業員が家族等の安否確認ができるよう、安否確認手段を定めている	<input type="checkbox"/>
3	従業員の安否確認は、電話の輻輳や停電等を想定し、複数の連絡手段を使うこととしている	<input type="checkbox"/>
4	従業員と家族等の安否確認の訓練を行うように努めている	<input type="checkbox"/>
一斉帰宅の抑制		
5	従業員の一斉帰宅抑制を日頃から周知している	<input type="checkbox"/>
6	一斉帰宅の抑制が、災害対策活動等を円滑に行うことにつながっていることも周知している	<input type="checkbox"/>
7	発災時に、一斉帰宅を抑制する連絡及び指示を行うため、様々な伝達方法を準備している	<input type="checkbox"/>
8	従業員以外の来訪者についても、施設内又は安全な場所で待機させることになっている	<input type="checkbox"/>
9	建物や周辺が安全ではない場合の、従業員を誘導する計画を立てている	<input type="checkbox"/>
平常時における事業所内の安全対策		
10	日頃から事業所内の家具類の転倒・落下・移動防止対策、事業所内のガラス飛散防止対策等に努めている	<input type="checkbox"/>
11	発災時の建物・施設の点検箇所を定め、安全点検のためのチェックリストを作成している	<input type="checkbox"/>
12	(高層階がある場合) 特に高層階では、大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じている	<input type="checkbox"/>

番号	内容	
13	自家発電設備の設置等, 停電に備えた対策を講じている	<input type="checkbox"/>
物資等の備蓄		
14	従業員向けに3日分の備蓄をしている	<input type="checkbox"/>
15	来訪者等の帰宅困難者向けにも備蓄をしている	<input type="checkbox"/>
16	備蓄物資の保管場所は分散させている	<input type="checkbox"/>
17	保管している備蓄物資が避難通路の障害物になるなど, 消防法令等に違反していない状態となっている	<input type="checkbox"/>
情報収集体制及び情報連絡体制		
18	被害情報や公共交通機関の運行情報などの情報入手先, 連絡先をあらかじめリストアップしている	<input type="checkbox"/>
19	事業所内での情報伝達手段を複数確保している	<input type="checkbox"/>
20	事業所単独ではなく, ビル内テナント事業所, 周辺事業所との協力体制, 役割分担を定めている	<input type="checkbox"/>
帰宅ルールの策定		
21	公共交通機関の運行再開や道路状況の復旧など, 帰宅可能判断の目安を定めている	<input type="checkbox"/>
22	従業員の居住地, 家庭の事情などの把握に努め, 帰宅の優先順位を定めている	<input type="checkbox"/>
23	帰宅の優先順位のほか, 帰宅する方面の状況に応じた順序を考慮することも検討している	<input type="checkbox"/>
24	帰宅方向が同じ従業員を班編成し, 帰宅する場合, その班ごとに連絡要員を指定している	<input type="checkbox"/>
帰宅者への支援対策		
25	帰宅支援グッズを備蓄している	<input type="checkbox"/>

番号	内容	
26	災害時帰宅困難者支援マップを印刷している	<input type="checkbox"/>
27	災害時帰宅支援ステーションについて、日頃から周知している	<input type="checkbox"/>
周辺の観光客等の帰宅困難者への対応		
28	必要に応じて、事業所周辺の方を受け入れることとしている	<input type="checkbox"/>
29	発災時には観光地等の観光客等についても、可能な範囲で受け入れることとしている	<input type="checkbox"/>
30	従業員以外を受け入れる場合の対応についても定めている	<input type="checkbox"/>
計画・訓練等		
31	事業所の消防計画において、帰宅困難者対策に係る計画を定めている	<input type="checkbox"/>
32	帰宅困難者対策に関する訓練を定期的実施している	<input type="checkbox"/>
33	自衛消防訓練等を実施する際、併せて施設内に待機する場合の手順等についても確認している	<input type="checkbox"/>
34	(テナント事業者の場合)施設管理者の指示に従うものとしている	<input type="checkbox"/>

3 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定	該当する場合の対処 ・ 応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 → 専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 → 専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 → 専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 → 専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。 壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 → 専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。 （商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →（例）非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		要復旧 → メンテナンス業者に連絡

		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例) 備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない。(溢れている)		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例) 災害用トイレの利用
5	ガス	異臭, 異音, 煙が発生している。 停止している。		立入禁止 /要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例) 衛星携帯電話, 無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。(通行不可である)		要復旧 →復旧できない場合, 立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意(状況により立入禁止)

(資料) 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)」

4 事業所帰宅困難者対応計画（例）

（1）事前対策

① 従業員等の安否確認方法

ア 従業員の安否確認

従業員の安否確認は、●●●●安否確認システムを活用する（詳細は別紙●）。システムが活用できない場合などの安否確認の連絡先として、次の電話を定める。

緊急時の安否確認電話：075-***-****（●●部）

イ 従業員の家族等の安否確認

災害が発生した場合に備え、従業員は、あらかじめ家族等と連絡先、避難所などを決めておく。また、通信サービス事業者等が提供する災害用サービスの利用について、家族で決めておく。

【通信サービス事業者等が提供するサービスの例】

- ◇NTT西日本の災害用伝言ダイヤル171
- ◇NTT西日本の災害用ブロードバンド伝言板Web171
- ◇NTTドコモが開設するiモード災害用伝言板サービス
- ◇au（KDDI）の災害用伝言板サービス
- ◇ソフトバンクモバイルの災害用伝言板／災害用音声お届けサービス
- ◇WILLCOMが開設する災害用伝言板
- ◇イー・モバイルの災害用伝言板
- ◇Google パーソンファインダー
- ◇企業向け安否確認システム

② 一斉帰宅の抑制

ア 基本的な考え

勤務時間中に災害が発生した場合、安全な場所に避難した後、一斉に帰宅することにより、道路等が混雑し、必要な救助・救命活動、負傷者の搬送、消防活動等に支障を来すことと、帰宅途中に二次災害に遭う可能性があるためすぐには帰宅をしないことを基本とする。

イ 従業員への周知

発災時において一斉に帰宅しないことを、毎年度実施する防災訓練、防災の日に全社メールなどで徹底する。

ウ 判断基準

次に該当する場合には、帰宅抑制の呼掛けを行う。

- | |
|--------------------------|
| ◇京都市等から、一斉帰宅抑制の呼掛けがあった場合 |
| ◇京都市内に、震度5弱以上の地震が発生した場合 |
| ◇公共交通機関の運行が停止した場合 |

③ 従業員に対する備蓄

ア 従業員向けの水・食料等の備蓄

従業員向けの水・食料等を次の基準で備蓄する。（※災害に備えた物資の備蓄品リスト例は資料5(1)を参照）

保管場所は、一定量の集中保管場所を確保するほか、従業員に配布し、各自で保管するなど、分散して保管する。

なお、従業員とは正社員のほか、契約社員、パート・アルバイト、派遣社員も含む。

水	ペットボトル入り水を従業員一人当たり9リットル
食料	備蓄食料セットを従業員一人当たり9食
毛布	一人1枚

イ 来訪者及び観光客向けの水・食料等の備蓄

来訪者及び観光客向けの水・食料として、次の量を保管する。

保管場所は、●●●●内とする。（※災害に備えた物資の備蓄品リスト例は資料5(1)を参照）

水	ペットボトル入り水を○リットル
食料	備蓄食料セットを○食

ウ 帰宅支援のための備蓄

従業員が帰宅可能となった場合の物資として、次の備蓄を行う。（※災害に備えた物資の備蓄品リスト例は資料5(1)を参照）

帰宅支援セット（○セット）

④ 施設・設備の安全対策

ア ロッカー、キャビネット等の転倒防止対策

地震の揺れによる被害を軽減するため、ロッカーやキャビネットが転倒しないよう、平常時からこれらの固定等を行うとともに、机上整理の徹底により、揺れによる物の飛散防止を行う。

イ ガラス飛散防止対策

窓ガラス等についても、従業員が避難する場所等を中心に飛散防止対策を実施する。

ウ 安全点検チェックリストの作成

発災時に建物や事業所内の安全を点検するためのチェックリストをあらかじめ作成する。

⑤ 発災時における情報収集先

発災時における各種情報の収集先をあらかじめリストアップする。

発災時の停電や通信網の被災等を想定し、複数の情報収集先・手段の確保に努める。

【京都市の情報提供方法】

◇緊急速報メール

◇京都市防災ポータルサイト

(<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/index1.htm>)

◇京都市防災危機管理情報館のFacebook

(<https://www.facebook.com/kyoto.bousai.jp>)

◇京都市防災のTwitter (@ bousai_kyoto_jp)

◇京都市防災情報システム（電光掲示板）

◇指定避難所



⑥ 発災時における情報伝達

発災時の従業員や来訪者に対する情報伝達手段は、次の優先順位で行う。（発災時の停電や機器の故障等を想定し、複数の情報伝達手段の確保に努める）

- ① 館内スピーカー（放送のタイミング、例文等を事前に検討）
- ② 庁内LAN
- ③ 拡声器（総務課で保管）
- ④ 口頭
- ⑤ 入口付近、出退勤管理板付近、館内の安全な場所に掲示
- ⑥ テレビ（随時、災害情報を得ることができるよう、数箇所に設置）

⑦ 帰宅困難者への対応準備

ア 発災時に従業員を待機させるための場所の確保

発災時に従業員を待機させる安全な場所の候補をリストアップする（別紙●）。
その他、事業所内の安全を点検する箇所もあらかじめ定める（別紙●）。

イ 誘導ルート

従業員を待機させる場所への誘導ルートは、安全なルートとなるよう、あらかじめ確認し、設定する。（別紙●）

ウ 帰宅困難者への対応

発災後に、観光客が帰宅困難者となった場合、可能な範囲で受け入れる。受け入れる場所の候補は、別紙●のとおりである。

なお、来訪者、観光客の帰宅困難者を受け入れる場合も、セキュリティ対策には十分に配慮する。

エ 帰宅優先順位の策定

テレビ、ラジオ、インターネットなどからの情報提供や被害状況から、従業員の帰宅優先順位を策定する。優先順位は、従業員の居住地、家庭の事情などから次の方針で決定する。

第1優先順位	自宅に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦等がいる者で、ほかの保護者・介護者等がない者
第2優先順位	家族等が災害により負傷している者
第3優先順位	遠方の者（公共交通機関が利用可能な場合は徒歩帰宅より公共交通機関利用者を優先）
その他	自家用車による帰宅は原則禁止

⑧ 関係事業者等との役割分担の整理

ア 派遣社員の派遣元事業所との役割分担

正規の従業員だけでなく、派遣職員の安否確認や帰宅判断等についての役割分担について、事前に派遣元事業所と協議を行い、役割分担を明確にする。

派遣元事業所との役割分担の例

	当社	派遣元事業所
発災初期及び緊急性の高い対応	○	
派遣職員の安否確認	…	…
派遣職員の帰宅判断	…	…
派遣職員の帰宅支援	…	…
長期化への対応	…	…

イ 委託業者等との役割分担

発災後、帰宅困難者として従業員が滞在するに当たって、事務所内の保安対策や衛生対策についてもあらかじめ計画しておく。

清掃事業者、警備事業者等の委託業者と協議し、協力体制を構築しておく。

【清掃業務】

主な委託先：〇〇〇株式会社

電話：075-***-**** (担当：□□)

【警備業務】

主な委託先：〇〇〇株式会社

電話：075-***-**** (担当：□□)

⑨ 近隣の事業所との協力体制の確立

〇〇事業所防災対策会に参加し、近隣の事業所と連携しながら、地域全体の防災対策及び災害対策を実施できる体制を確立する。

【〇〇事業所防災対策会】

事務局：〇〇〇株式会社

電話：075-***-*** （担当：□□）

⑩ 帰宅困難者対策訓練計画

帰宅困難者対策訓練を、毎年1回（〇月）に実施する。

【訓練の概要】

- ◇訓練対象：全職員
- ◇従業員の安否確認、家族との安否確認、施設等の安全点検
- ◇待機場所への移動、来訪者の誘導
- ◇備蓄物資の配布（場所の確認、備蓄を更新する年は物資を配布し、試食）
- ◇従業員の帰宅可否判断のセルフチェック（帰宅ルールの従業員への徹底）

(2) 発災後の対応計画

① 従業員の安否確認

ア 従業員の安否確認

災害発生時間が勤務時間内外にかかわらず、従業員の安否を確認する。●時間経過しても確認できない従業員がいる場合、直接電話するなど、あらゆる方法で安否を確認する。

イ 家族の安否確認の伝達

勤務時間中に災害が発生した場合、従業員に対して、家族等の安否を確認するよう伝達する。

家族の安否が確認できない場合や、家族が被災したなどの情報を得た場合、当該従業員と対応を個別に協議する。帰宅するかどうかは、周辺及び自宅までの帰宅経路の被害状況などをみて個別に判断する。

② 施設の安全確認

ア 施設全体の安全点検

安全点検チェックリストにより、建物の被害状況と施設の安全性を確認する。

イ 応急措置の実施

軽微な被害については応急措置を講じ、安全を確保する。被害が大きい場合は、立入禁止のテープを貼り、従業員が誤って入らないようにする。

③ 安全な場所への移動

ア 従業員への対応

従業員を安全な場所へ移動させる。その際、所持品は最小限にするが、携帯電話等は所持するよう指示する。

イ 来訪者への対応

発災時に事業所内にいる来訪者も、従業員同様安全な場所に移動させる。なお、セキュリティには留意する。

【候補場所】	別紙●
--------	-----

④ 災害情報，被害情報の収集

災害に関する情報や被害情報を収集する。収集先は，下記のとおり。

ア 災害情報，被害情報全般

【京都市防災ポータルサイト】

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/index1.htm>

「防災情報ナウ」のボタンを押す→災害情報，災害活動状況，避難情報・帰宅困難情報，列車運行情報などの情報あり。

Twitter/ID=「@bousai_kyoto_jp」

Facebook=<https://www.facebook.com/kyoto.bousai.jp>

【京都府ホームページ】

<http://www.pref.kyoto.jp/index.html>

【京都市防災情報システム（文字表示装置）設置場所】

最寄り設置場所：〇〇区役所及び□□消防署

【最寄りの市が指定する避難所（防災行政無線の受信器が設置）】

最寄りの避難所：〇〇区△△

イ ビルの被害情報等

【〇〇ビル管理会社】

電話：075-***-****

ウ 交通情報

京都市交通局	http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/index.html
JR西日本	http://trafficinfo.westjr.co.jp/kinki.html
JR東海	http://shinkansen.jr-central.co.jp/sep/pc/index.html
京阪電鉄	http://www.keihan.co.jp/unkou/index.cgi
阪急電鉄	http://rail.hankyu.co.jp/railinfo/
近鉄電車	http://www.kintetsu.jp/unkou/unkou.html
京福電気鉄道	http://www.keifuku.co.jp/
嵯峨野観光鉄道	http://www.sagano-kanko.co.jp/
叡山電車	http://eizandensha.co.jp/
京阪バス	http://www.keihanbus.jp/
阪急バス	http://bus.hankyu.co.jp/
京都バス	http://www.kyotobus.jp/

エ 電気、ガス、通信

関西電力	http://www.kepco.co.jp/
大阪ガス	http://www.osakagas.co.jp/
NTT西日本	http://www.ntt-west.co.jp/
NTTドコモ	https://www.nttdocomo.co.jp/
au/KDDI	http://www.au.kddi.com/
ソフトバンク	http://www.softbank.jp/

⑤ 一斉帰宅の抑制

ア 一斉帰宅の抑制の伝達

災害が大規模である場合、被害が甚大である場合など、判断基準に基づき、一斉帰宅を抑制するよう従業員、来訪者に伝達する。

ただし、来訪者が各自の事業所に戻るかどうかについては、被害状況などを伝え、判断は当人に任せる。

イ 継続的な情報提供

災害情報や被害情報については、館内スピーカー、拡声器、口頭で行うとともに、入口付近、出退勤管理板付近など一時的に待機できる安全な場所に情報を書いた紙を掲示する。

情報提供は、発災直後は頻繁に行うが、長時間に及ぶ場合は1時間ごと、3時間ごとなど定期的を実施する。

ウ 負傷者への対応

従業員や来訪者に負傷者が発生した場合は、1階の第●会議室を仮設の救護室として位置付け、そこで必要な応急措置や救護活動を行う。

⑥ 長時間に及ぶ場合

ア 観光客等への対応（受入れ）

観光客が屋根のある施設を求めてきた場合、従業員及び来訪者の安全確保を最優先することを前提に、可能な範囲で受け入れ、来訪者と同じ場所に滞在させる。

イ 備蓄品の配布

来訪者の状況から判断し、必要な場合は、備蓄している水・食料等を来訪者に提供する。従業員については、各自で保管している物資が使用できる場合は活用する。

以後、時間を定めて食料等を提供する。

ウ 毛布の配布，就寝場所の提供

夜に及んだ場合、就寝場所を確保するとともに、毛布を提供する。就寝場所については、男女別に確保する。

【就寝場所】	男：第1会議室，女：第2会議室
【更衣室】	男：男性更衣室，女：女性更衣室

⑦ 帰宅可能の判断及び帰宅可能者への対応

ア 帰宅可能の判断

テレビ，ラジオ，インターネット等の情報から，方面別に帰宅が可能であるかの判断をする。帰宅可能者が多い場合は，帰宅優先順位に従い，一斉に帰宅する者が出ないように留意する。また，車での帰宅は行わず，徒歩や公共交通機関で帰宅する。

来訪者に対しては，従業員と同じルールを準用するが，最終的な判断は本人に任せる。

観光客に対しては，京都市からの帰宅可能情報を伝達する。

《帰宅可否の判断基準（参考）》

帰宅前の確認事項

- 1 天候等の条件
- 2 帰宅ルート及び帰宅予想時間
- 3 建物倒壊，橋梁の崩壊等の被害状況
- 4 交通規制，道路状況及び代替ルートの確認

帰宅するに当たり，注意を要する場合

- 1 自宅までの距離が20キロメートル以上の場合
- 2 自宅到着時間が日没後となる場合
- 3 同一方向に帰宅する者がいない場合
- 4 飲料水，食料，運動靴等の確保ができていない場合

イ 帰宅グループの編成

帰宅可能者の帰宅に当たっては、同一方面ごとに班を編成し、まとまって帰宅するようにする。

ウ 帰宅可能者への支援と連絡

帰宅可能者に対して、帰宅支援セット、災害時帰宅困難者支援マップを提供するとともに、帰宅途上及び帰宅後、必ず連絡するよう指示する。

5 京都市の取組

		内 容
事前対策	従業員等の安否確認	● シェイクアウト訓練，図上訓練等の実施
	一斉帰宅の抑制	
	平常時における事業所内の安全対策	
	物資等の備蓄	● 災害に備えた物資の備蓄
	帰宅者への支援対策	● 京都市の防災マップ等の作成・公開 ● 帰宅困難者等への支援に関する協定の締結
発災時の対応	一斉帰宅の抑制	● 緊急速報メールによる情報提供
	情報収集・伝達	● 京都市防災情報システムによる情報提供 ● 京都市防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）の運用，SNS（フェイスブック，ツイッター）の活用 ● 緊急速報メールによる情報提供
	負傷者への対応	● 京都市AEDマップの作成・公開
	帰宅者への支援	● 帰宅困難者支援マップの作成・公開 ● 京都市の公衆トイレマップの作成・公開
	運営面の工夫及び長期化対策など	● 災害時協力井戸制度の運用，災害時協力井戸マップの公開 ● 避難所マップの作成・公開

(1) 災害に備えた物資の備蓄

京都市では災害に備え、食料や毛布、トイレなど最低限必要になる物資を備蓄しています。

食料の備蓄量は、京都市第3次地震被害想定（平成15年度）に基づき、花折断層地震における最大避難者数である約30万人分としています。

また、阪神・淡路大震災の教訓から、災害用の組立式トイレも備蓄しています。

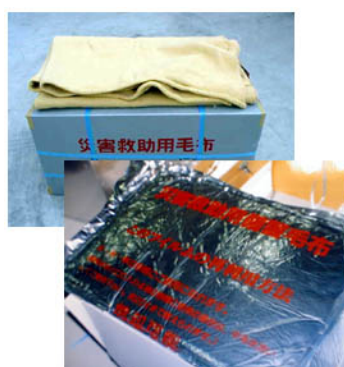
● 主な備蓄物資の例

- ・ 乾パン
- ・ アルファ化米
- ・ 粉ミルク
- ・ 災害救助用毛布
- ・ 仮設トイレ（組立式）
- ・ 仮設トイレ（マンホール利用型）

アルファ化米



災害救助用毛布



仮設トイレ



また、一般的な事業所で災害に備えた物資の備蓄を行う場合、以下のような備蓄内容が考えられます。

一斉帰宅の抑制に伴う、事務所待機に必要となる備蓄品リスト（例）	
<input type="checkbox"/>	保存食（乾パン、アルファ化米、保存用パン等）※3日分（9食分）
<input type="checkbox"/>	保存水 ※3日分（3リットル×3日＝9リットル）
<input type="checkbox"/>	就寝用セット（マット、スリッパ、アイマスク等）
<input type="checkbox"/>	災害時用トイレ
<input type="checkbox"/>	衛生用品
<input type="checkbox"/>	ビニールシート
<input type="checkbox"/>	懐中電灯
<input type="checkbox"/>	ラジオ
<input type="checkbox"/>	乾電池
<input type="checkbox"/>	救急箱



就寝用セット



災害時用トイレ



非常用持出袋



防災用ライト



携帯トイレ

従業員の帰宅時の徒歩帰宅支援のための備蓄品リスト（例）	
<input type="checkbox"/>	非常用持出袋
<input type="checkbox"/>	ヘルメット
<input type="checkbox"/>	軍手
<input type="checkbox"/>	運動靴
<input type="checkbox"/>	懐中電灯，防災用ライト
<input type="checkbox"/>	乾電池
<input type="checkbox"/>	雨具（レインコート等）
<input type="checkbox"/>	ラジオ
<input type="checkbox"/>	ペットボトル飲料水
<input type="checkbox"/>	保存食（乾パン，アルファ化米，保存用パン等）
<input type="checkbox"/>	携帯電話用充電器
<input type="checkbox"/>	携帯トイレ
<input type="checkbox"/>	災害時帰宅困難者支援マップ

(2) シェイクアウト訓練の実施

京都市では、地震災害を想定した防災訓練として、「京都市シェイクアウト訓練」を実施しています。

本訓練は、地震から身を守る行動を実施していただくことにより、地震防災の必要性を改めて認識していただくとともに、自宅や会社等での防災対策を確認するきっかけとしていただくことを目的としています。

○平成24年度実施状況

- ・ 開催日時
平成25年3月11日(月) 午前10時30分
- ・ 事前参加登録
登録件数/993件
参加予定人数/88,215人

平成24年度の訓練では、併せて緊急速報メールの運用訓練を実施し、緊急速報メールの受信を合図に、身を守る行動をしていただきました。

また、この訓練をきっかけとして、自宅や会社等において、以下のような様々な防災の取組を行っていただきました。

(例) ・ 緊急速報メールの受信可否の確認

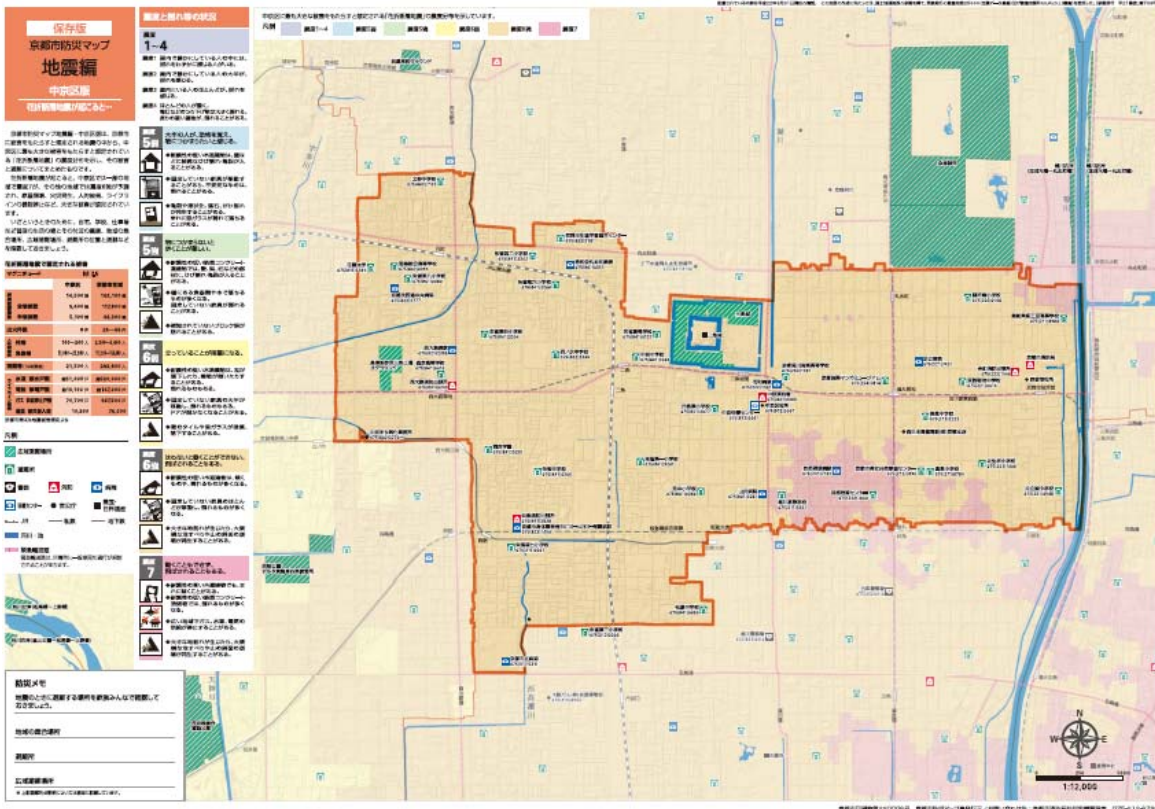
- ・ 家庭・職場等の環境の見直し(家具固定、整理整頓など)
- ・ 災害時の連絡方法の確認
- ・ 避難訓練や消火訓練等の実施
- ・ 非常持出品や備蓄品の点検

京都市シェイクアウト訓練(平成24年度)ポスター

(3) 京都市の防災マップ等の作成・公開

「地震編」「水災害編」ごとに、地震被害想定による震度分布や、主要河川がはん濫した際の浸水想定区域のマップを作成し、京都市のホームページで公開しています。

防災マップ（地震編）（平成22年3月31日現在）



<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000086399.html>

また、京都市の防災関連情報を集約したポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」では、防災マップをはじめとした、地図を活用した防災情報も提供しています。

「京都市防災危機管理情報館」で提供している地図情報

- ・京都市の防災マップ
- ・雨量・河川観測マップ
- ・緊急輸送路と防災拠点
- ・帰宅支援ステーションマップ
- ・災害時協力井戸マップ
- ・公衆便所マップ
- ・避難所マップ
- ・土砂災害警戒区域図
- ・帰宅支援マップ
- ・京都市AEDマップ
- ・公園マップ
- ・京都市施設マップ

(4) 帰宅困難者等への支援に関する協定の締結

京都市が平成25年11月1日現在、締結している協定のうち、帰宅困難者等への支援に関連するものは以下のとおりです

相手方	協定内容
京都府石油商業組合	災害時の支援活動等における相互協力に関する協定
京都商店連盟中京東支部	災害時における観光客等への支援に関する協定
関西広域連合(※)	「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に係る覚書
清水寺門前会	災害時における観光客等への支援に関する協定
茶わん坂繁栄会	災害時における観光客等への支援に関する協定
清水寺警備団	災害時における観光客等への支援に関する協定
祇園商店街振興組合	災害時における観光客等への支援に関する協定
京都タクシー業務センター	災害時における観光客等への支援に関する協定
嵯峨嵐山おもてなしビジョン推進協議会	災害時における観光客等への支援に関する協定

※災害時帰宅支援ステーション事業に係る協定について

関西広域連合では、大規模地震が発生し、公共交通機関が途絶した場合に帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどの事業者との間で、帰宅困難者に対する支援協定を締結しており、京都市もこの事業に参加しています。

協力事業者向けに、「災害時帰宅支援ステーションハンドブック」を作成・配布し、帰宅困難者に対してどのような支援をしていただくかについて、分かりやすく示すとともに、協力事業者の各店舗に災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを掲出し、広く地域住民、観光客等へ周知を図っています。

主な支援内容

- | | |
|--------|----------|
| ・水の提供 | ・トイレの提供 |
| ・情報の提供 | ・休憩場所の提供 |

災害時帰宅支援ステーションハンドブック

ステッカー



(災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者) 平成24年11月現在

ア	味の民芸フードサービス株式会社	ソ	株式会社第一興商
イ	株式会社吉番屋	タ	株式会社ダスキン(ミスタードーナツ事業)
ウ	株式会社アイデアプラス	チ	チムニー株式会社
エ	株式会社九九プラス	ツ	株式会社デイリーヤマザキ
オ	国分グローサースチェーン株式会社	テ	株式会社ファミリーマート
カ	株式会社ココストア	ト	株式会社ポプラ
キ	株式会社サークルKサンクス	ナ	ミニストップ株式会社
ク	株式会社サガミチェーン	ニ	株式会社モスフードサービス
ケ	サトレストランシステムズ株式会社	ヌ	株式会社ユタカファーマシー
コ	株式会社ジャパン	ネ	株式会社吉野家
サ	株式会社スギ薬局	ノ	ロイヤルホスト株式会社
シ	株式会社ストロベリーコーンズ	ハ	株式会社ローソン
ス	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	ヒ	ワタミ株式会社
セ	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ		

(5) 京都市防災情報システムによる情報提供

京都市では、防災対策の一つとして、災害発生時の情報収集・伝達手段を強化するための総合的な消防・防災情報ネットワークとして「京都市防災情報システム」を運用しています。

大規模災害時の避難先となる避難所には、市民の皆さんへの情報提供や連絡を行う設備として、防災行政無線を設置しています。

京都市防災情報システムを用いた情報送信手段

- ・ 避難所に設置している防災行政無線
- ・ 電光掲示板

(6) 京都市防災ポータルサイト(京都市防災危機管理情報館)の運用, SNS (フェイスブック, ツイッター) の活用

京都市では、防災関連情報を集約したポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」を運用し、気象情報等をインターネットで提供しています。

また、京都市防災危機管理情報館の情報は、フェイスブック、ツイッターでも発信しています。

京都市防災危機管理情報館トップページ

The screenshot shows the homepage of the Kyoto City Disaster Crisis Management Information Center. At the top, there is a navigation bar with icons for various disaster types: earthquake, flood, strong wind, heavy rain, heavy snow, heavy hail, heavy fog, low visibility, heavy sand, and special disaster information. Below this, there is a main content area with several sections: 'Disaster Information Now', 'Disaster Information', 'Disaster Map', and 'Disaster Project'. The main content area is divided into several columns, including 'Disaster Information Now', 'Disaster Information', 'Disaster Map', and 'Disaster Project'. The sidebar on the right contains links to social media (Facebook, Twitter), a QR code for disaster alerts, and other resources like 'Disaster Project' and 'Disaster Information'.

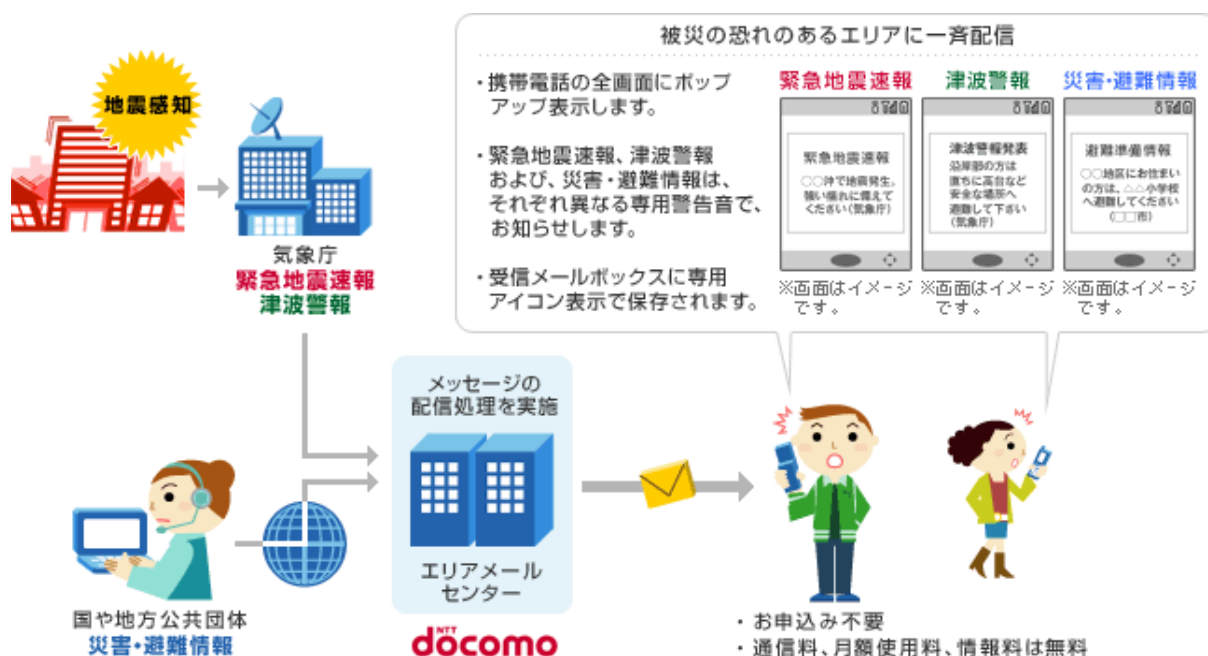
(7) 緊急速報メールによる情報提供

京都市では、NTTドコモ株式会社が提供する「緊急速報『エリアメール』サービス」、KDDI株式会社（au）がサービスを提供した「緊急速報メール『災害・避難情報』」、ソフトバンクモバイル株式会社がサービスを開始した「緊急速報メール」を導入し、運用しています。

提供する緊急情報

避難準備情報、避難勧告、避難指示、その他緊急情報

○緊急速報メールの仕組み例



[NTTドコモのWebサイトから引用](http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/about/)

<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/about/>

(8) 京都市AEDマップの作成・公開

市内のAED設置施設の位置について、電子地図を利用し情報提供を行っています。

AED設置施設については市内の行政区で検索が可能であり、施設の名称を直接入力して検索することもできます。

京都市AEDマップ

<http://www5.city.kyoto.jp/aedmap/>

(9) 京都市の公衆トイレマップの作成・公開

市内の公衆トイレの位置について、市のホームページで情報提供を行っています。一般トイレのほか、多目的トイレの場所については区別して表示しています。特に主要な観光地については詳細図で情報を提供しています。

京都市の公衆トイレマップ

http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000001/1451/toilet_map.pdf

(10) 災害時帰宅困難者支援マップの掲載

大地震などの災害時には、多くの帰宅困難者が想定されることから、「歩いて帰る」ことを考慮した帰宅経路検索マップを、電子地図サービスを活用し、京都市のホームページに掲載しています。

出発地、目的地を入力すれば、徒歩帰宅経路を検索・表示することができます。
※表示される徒歩帰宅経路は参考情報であり、グーグル株式会社が提供する本サービスにおいて自動計算されるものです。

災害時帰宅困難者支援マップ

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/homeroot.htm>

災害時帰宅支援ステーションマップ

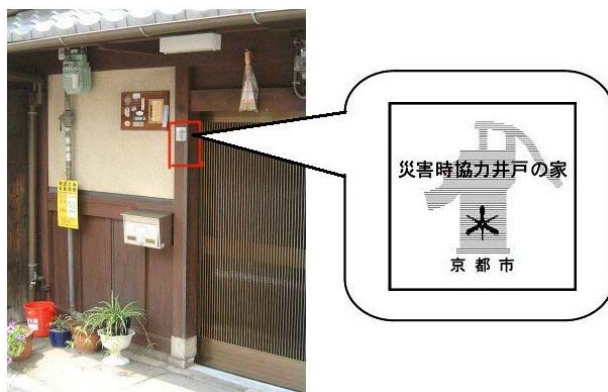
<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/kitakusmap.htm>

(11) 災害時協力井戸制度の運用，災害時協力井戸マップの公開

災害時協力井戸とは，水の確保が非常に困難となった阪神・淡路大震災の教訓から，主に生活用水の確保を目的に，まち中にある水が出る井戸を災害に備えてあらかじめ登録していただくものです。

登録していただいた井戸については，ホームページに掲載している「災害時協力井戸マップ」で御確認いただけます。（平成25年4月1日現在608箇所）

災害時協力井戸ステッカー



災害時協力井戸マップ

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/wellmap.htm>

(12) 避難所マップの作成・公開

京都市内の避難所，広域避難場所，避難救助拠点について，電子地図を利用し，京都市のホームページ上で地図情報を提供しています。

避難所マップ

<http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/sheltermap.htm>

避難所は，地震等の大規模災害の発生時に，地域の住民を中心として被災者が生活する場所です。避難所は，自主防災会等の地域住民の皆さんによって開設・運営されます。

(参考となるホームページ)

避難所の運営等に関する情報：京都市防災ポータルサイト

「京都市避難所運営マニュアル【概要版】」

自主防災会の活動に関する情報：京都市消防局ホームページ

「自主防災組織の活動について」

6 本指針に対するQ&A

I. 指針全体に対して

Q1. この指針に記載されている事項の全てを、各事業所に求めているのですか。

- A. 本指針は、各事業所において大規模災害時の帰宅困難者対応の計画を作成するための資料であり、指針に記載されている内容の全てを求めているものではありません。

Q2. 「従業員」には、どこまで含まれますか。

- A. 一斉帰宅抑制の趣旨から、社員だけでなく、その事業所で働いている派遣社員、パートタイマー、委託業者等の職員等も含まれます。

II. 一斉帰宅の抑制について

Q3. 京都市から、帰宅抑制を行う際の、被害状況や震度等の客観的な判断基準を示してもらえますか。

- A. 基本的には各事業所で判断していただくこととなりますが、京都市から「一斉帰宅抑制」の開始・解除の要請を出すことも検討中です。目安としては、京都市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、公共交通機関の運行が停止した場合等です。

Q4. 3日間必ず留まらなければならないのですか。

- A. 大規模災害発生後、3日間（72時間）程度は、行政の活動は救命・救助を優先せざるを得ないため帰宅困難者の対応が困難になることや、帰宅困難者が二次災害に巻き込まれることを防止するためなどの理由により、3日間の備蓄をお願いしています。このため、道路の安全等が確保され二次災害のおそれがないような場合には、3日を待たずして帰宅行動を取ることは可能です。

Q5. 従業員や来訪者で帰宅を強く希望する人がいた場合、どうすればよいのでしょうか。

- A. 無理やり帰宅を阻止することは適当ではありませんが、一斉帰宅抑制に協力を求めていますようお願いします。

III. 物資等の備蓄について

Q6. なぜ3日分の備蓄としたのですか。

- A. 大規模災害発生時、人命救助のリミットが72時間（3日）といわれています。また、都市で大地震が発生した際は広範囲に火災が起きると想定されています。消防・警察・自衛隊の救出活動を妨げないため、また二次災害から身の安全を図るためにも、事業所のビル等が安全な場合には3日間はそこに留まっていたいただきたいという趣旨です。

Q7. 3日分の備蓄を目指す必要があると記載されていますが、拘束力を持つものですか。

- A. 備蓄量はあくまで目安として示したものですが、ご検討をお願いします。

Q8. 全従業員が常に職場にいるわけではないのですが、厳格に全従業員の3日分の備蓄が必要でしょうか。

- A.** 一斉帰宅抑制のため、発災時及びその直後に職場にいるであろう従業員が3日間待機できる量を備えていただきたいという趣旨です。

Q9. 3日分の備蓄に必要なスペースはどれくらいですか。

- A.** 備蓄品にもよりますが、100人×3日分の水（2リットルペットボトル）、食料（乾パン）、毛布（真空パックしたもの）を高さ1mに積み上げた場合、床面積は約3㎡程度になると考えられます。

Q10. 指針では、備蓄量の目安として「水を一人1日3リットル」とありますが、この根拠は何ですか。

- A.** 実際の一人当たりの水の必要量は、各人の個体差や季節等により異なります。しかし、1日に人間の体が必要とする水の量は3リットル程度といわれています。これを踏まえ、指針のなかで一人1日3リットルを備蓄品の目安としてお示ししています。

Q11. 帰宅困難者に対する備蓄について、条例化を図るのですか。

- A.** 現在のところ条例化の予定はありません。

Q12. 備蓄品としてトイレがあるが、どのようなタイプがありますか。

- A.** 水道が止まっても、下水道の上に直接設置して使用できるマンホール型トイレや、段ボールで作った簡単な便座にビニールを敷いて使用し、凝固剤で固めて一般ごみとして廃棄できる簡易型トイレなどがあります。

IV. 帰宅ルールの策定

Q13. 公共交通機関が復旧すれば、一斉帰宅を解除するのですか。

- A.** 帰宅困難者が一斉に帰宅を始めた場合には、京都市内の幹線道路は混乱を生じます。このため、事業所の判断により段階的に帰宅させるなどの対応が必要となります。

V. 帰宅者への支援対策

Q14. 京都市の避難所に、事業所の者も避難できるのですか。

- A.** 避難所の利用は可能です。避難所は、基本的に自宅に住めなくなった地域住民の方を対象としていますが、事業所の安全が確保できない、帰宅が不可能であるといった場合は、通勤・通学者、旅行者等の帰宅困難者も、京都市の避難所を利用していただくことになります。

Q15. 避難所と広域避難場所との違いは何ですか。

- A.** 避難所とは、災害で自宅に住めなくなった場合、一時的に避難生活を営む場所で、学校の体育館や集会場などをあらかじめ指定しています。広域避難場所とは、震災時などの大火災の被害から逃れるため、概ね1ha以上の安全面積のある空地进行を指定しています。

Q16. 広域避難場所や学校などの避難所が分かるマップはありますか。

- A. 京都市防災危機管理情報館の防災マップ電子版に掲載していますので、ご覧ください。

VI. 周辺の観光客などの帰宅困難者への対応

Q17. 観光客の受入れは、積極的に行う必要がありますか。

- A. 各事業所においては、従業員及び来訪者の安全を第一優先していただいたうえで、被災されたり帰宅できずに困っている方々が近くにおられたら、協力可能な範囲で対応をお願いしたいという趣旨です。

Q18. 発災後72時間が経過すれば、行政が帰宅困難者を対応してくれるのですか。

- A. 発災後72時間を超えても公共交通機関が復旧しない場合は、公共交通機関が利用できる場所までの広域輸送や、別の収容施設を検討することになります。別の収容施設を検討する場合は、帰宅困難者ではなく、地域住民等と同様に被災者として取り扱うことになります。

京都市事業所帰宅困難者対策指針

京都市消防局予防部 T e l 075-212-6672

